

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成24～28年度）

基本政策	施策	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要	26年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成27年度の 主な事務事業(案)	27年度の主な事務事業の概要(案)
I 経済成長の礎となる金融システムの安定	1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備 [達成目標] 金融機関の健全性が確保されること	① 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	① ・オン・オフのモニタリングの更なる一体化（大規模な証券会社グループ等のモニタリングにおける証券取引等監視委員会との連携を含む）。 ・金融機関の業務やリスク特性等に関する分析（プロファイリング）の強化。 ・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化等を踏まえた、重要な経営課題に焦点を当てた検証等、リスクベースによる効果的・効率的なモニタリングの実施。 ・マクロ経済・金融市場等の動向と個々の金融機関（ミクロ）の業務運営・ビジネス動向等の相互作用等マクロ・ブルーデンス分析の強化。 ・金融行政上の重要課題（金融機関におけるガバナンス等）に関する検査手法の充実。 ・統合的なリスク管理態勢の整備状況の把握・検証。 ・国内外で大規模かつ複雑な業務を行っているグローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）グループ等について、グループ全体の経営・リスク管理等の高度化や、持株会社の役割の明確化及び機能発揮状況等の観点から、国際的な議論を踏まえつつ検証を実施。 ・G-SIFIs等に対し、監督カレッジの枠組みの下、適切な監督を実施。 ・G-SIFIsについて、国際的な議論を踏まえ、国内外の関係当局との連携等の対応を実施。 ・金融機関の自主的な経営改善に資する情報提供（フィードバック）等の充実。 ・中長期的・計画的な外部専門家の登用、専門人材の育成等。 ・保険会社の連結規制・監督の実施。 ・自己資本比率規制については、リスク管理の運用状況の把握や承認申請への適切な審査を実施。	① ・監督局・検査局が共通の方針の下で緊密に連携しながら、それぞれの役割を果たし、より効果的・効率的な監督・検査を目指すため、「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」は、監督方針と検査基本方針とを統合して策定・公表した。 ・25事務年度の金融モニタリングを通じて得られた検証結果や課題のうち、各金融機関のより優れた業務運営（ベスト・プラクティス）や金融システム・金融市場の健全な発展につながるような事項を金融モニタリングレポートとしてとりまとめ、公表した。 ・ヒアリング等を通じてシステミックリスクの把握に積極的に取り組むとともに、日本銀行等との連携強化を通じ、マクロ・ブルーデンス分析の強化を図った。 ・リスク管理に係るヒアリング等を通じ、統合的リスク管理態勢の把握・検証を行った。 ・コーポレートガバナンスの強化等を目的として、改正会社法が成立し、「コーポレートガバナンス・コード」が策定されたことなどを踏まえ、社外取締役を含む取締役会の機能発揮状況について検証を行った。検証手法の高度化の観点から、グローバルに展開する一般事業会社等からのヒアリングを実施した。 ・グローバルに活動する我が国の金融機関（3メガバンクグループ、野村グループ、大手損保グループ）について、監督カレッジ会合を開催した。 ・グローバルなシステム上重要な金融機関等については、危機管理の一環として、再建・処理計画の策定を進めた。 ・金融安定理事会（FSB）に選定された日系のG-SIBs及び指定親会社といった大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理について、監督上求めるべき事項を明確化するため、「大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理に係る監督上の着眼点」を公表した（26年9月） ・25年1月にバーゼル委から公表された「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」についてグローバルな金融システム上重要な銀行（G-SIBs）の取組みを推進するため、リスク管理に係るデータの集計能力及び取締役会等への報告に係るITインフラ、プロセス及び態勢の金融機関における整備・改善に向けた監督指針の改正を行った（26年6月）。 ・上記の取組みに加え、金融モニタリング基本方針に基づき、金融機関におけるストレステストやリスクアペタイトフレームワークに係る取組状況について検証した。 ・24年3月末に導入した連結財務健全性基準を用い、保険会社等の財務健全性の監督を行った。また、経営統合や海外での業務拡大などの取組みがみられるグループについて、グループ全体の統合的リスク管理態勢の整備状況等を重点的に検証した。特に、海外拠点を有するグループについては、海外拠点の業務に係るリスク管理態勢について検証した。 ・自己資本比率規制に係る高度なリスク計測手法の承認については、6先に対する承認を行った。 ・個別業態について、次のような取組みを実施した。 ア 3メガバンクグループに対しては、共通する重要課題（グループ経営管理、海外業務）を検証項目とし、検証項目毎に統一的目線で実態把握する「水平的レビュー」を実施した。その他主要行等に対しては、オフサイト・モニタリングやターゲット検査など、各金融機関のリスクプロファイルに応じた効果的・効率的なモニタリングを実施した。 イ 地域金融機関に対しては、金融機関による担保・保証に必要な以上に依存しない事業性評価に基づく融資等の金融仲介機能の発揮、これを支えるリスク管理態勢をはじめとする金融機関の健全性確保等に関して、継続的なデータ収集・分析・ヒアリング等によるプロファイリングの充実を中心として、オフサイト・モニタリングを実施した。また、こうしたプロファイリングを踏まえつつ、オンサイト・モニタリングで実態を把握する必要がある場合には、ターゲット検査を実施した。事業性評価に関する金融機関とのヒアリングにあたっては、好事例に共通する特徴を13の着眼事項等として整理した「ヒアリング項目集」を材料に金融機関と議論を進めた。 ウ 外国銀行に対しては、ビジネスモデルや業務内容に応じたリスクプロファイル分析を実施し、その結果に基づき選定した先に対して、検証項目を絞り込んだ簡易なオンサイト・モニタリングを実施した。また、より詳細な実態把握のため、外国銀行の全ての在日拠点を対象にしたアンケート調査を実施したほか、在日拠点、本部及び地域本部の経営陣から、決算、内部監査、コンプライアンス等についてヒアリングを行い、金融機関の状況をタイムリーに把握した。更に、本国当局との連携も強化し、課題の認識共有にも積極的に取組んだ。収集した情報をもとに、各外国銀行のリスクアセスメントを改めて実施した。 エ 大手保険会社については、業界横断的なテーマに関する水平的レビューを実施した。その他の保険会社については、オフサイト・モニタリングやターゲット検査など、各社のリスクプロファイルに応じた効果的・効率的なモニタリングを実施するとともに、複数の保険会社に共通する重要課題について、大手保険会社と同様、水平的レビューを実施した。	(測定結果) A「目標達成」 (判断根拠) 金融機関の健全性を確保するための重要な取組みとして、金融モニタリング基本方針に基づくオン・オフ一体の効果的・効率的なモニタリング、金融機関の統合的なリスク管理態勢の検証、国際的な議論も踏まえた健全性確保のためのルール整備等を着実に進めた。また、金融機能強化法及び早期健全化法に基づき資本増強を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行う等、適切な措置を講じた。更に、金融機関や市場関係者等との対話を充実させることで、行政運営の質的向上（ペタレギュレーションの深化）に向けての取組みが進展した。今後も、引き続き効果的な金融モニタリングの実施などの取組みを進め、金融機関の健全性を確保していく必要がある。以上のことから、測定結果を「A」とした。	① 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	① （オン・オフ一体となった効果的・効率的なモニタリングの実施に係る取組みについては、「⑥ペタレギュレーションの深化」における取組みに包含して実施する。） ・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化等を踏まえた、重要な経営課題に焦点を当てた検証等、リスクベースによる効果的・効率的なモニタリングの実施。 ・マクロ経済・金融市場等の動向と個々の金融機関（ミクロ）の業務運営・ビジネス動向等の相互作用等マクロ・ブルーデンス分析の強化。 ・金融行政上の重要課題に関する検査手法の充実。 ・統合的なリスク管理態勢の整備状況等について、検証を行う。 ・国内外で大規模かつ複雑な業務を行っているグローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）グループ等について、グループ全体の経営・リスク管理等の高度化や、持株会社の役割の明確化及び機能発揮状況等の観点から、国際的な議論を踏まえつつ検証を実施。 ・G-SIFIs等に対し、監督カレッジの枠組みの下、適切な監督を実施。 ・G-SIFIsについて、国際的な議論を踏まえ、国内外の関係当局との連携等の対応を実施。 ・保険会社の連結規制・監督の実施。 ・自己資本比率規制については、リスク管理の運用状況の把握や承認申請への適切な審査を実施。 ・金融機関の自主的な経営改善に資する情報提供（フィードバック）等の充実。 ・中長期的・計画的な外部専門家の登用、専門人材の育成等。 ・ <u>収集情報の見直しや収集情報を統合的に管理・活用する態勢（ITシステム含む）を整備するために必要な対応を実施。</u>

基本政策	施策	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要	26年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成27年度の 主な事務事業(案)	27年度の主な事務事業の概要(案)
		<p>② 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備</p> <p>③ 金融機能強化法等の適切な運用</p> <p>④ 金融機関の業務継続体制の検証</p> <p>⑤ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み</p>	<p>② ・パーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制、レバレッジ比率の開示等に関する銀行法告示等の整備を実施する。 ・大口信用供与等規制の見直しに係る政令・内閣府令の整備。</p> <p>③ ・金融機能強化法について活用の検討を促すとともに、資本参加した金融機関に対して適切なフォローアップを実施。 ・早期健全化法に基づく資本増強行に対して、適切なフォローアップを実施。</p> <p>④ ・金融庁を含む金融システム全体において、大規模災害等のリスクに対してしなやかで強靱な業務継続体制を構築するため、全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に関する訓練を検討。 ・金融機関の業務継続計画の整備状況・有効性等について検証。 ・サイバーテロ対策に関する海外のベスト・プラクティスに関する情報収集や、組織としての知見・ノウハウの蓄積に継続的に取り組む。</p> <p>⑤ ・IT障害やサイバー攻撃からの重要インフラ防護を目的とした「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」(26年5月19日情報セキュリティ政策会議)を踏まえ、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けた取組みのための情報提供、情報連絡の充実等を図る。 ・金融機関における情報セキュリティ対策の高度化を図るため、公益財団法人金融情報システムセンター(FISC)が発行する金融機関向けの情報セキュリティに係る各種ガイドラインの改定の検討等の機会を捉え、FISCと金融機関のサイバー攻撃対策の促進等に向けた情報の連携等を行う。</p>	<p>オ 大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループに対しては、経営の健全性・リスク管理等をより詳細に把握・検証するため、監督部局と検査部局が共同でヒアリングを行うなど、連携を強化。その中で抽出した検証テーマを中心にオンサイト検証を実施することで、年間を通じて効率的なモニタリングの推進に努めた。また、監督部局と検査部局の間において、業務の重複をできるだけ少なくする等、モニタリングの改善を図った。 ・金融モニタリングレポートの公表や個別訪問による水平的レビューのフィードバックなど金融機関が自主的に経営改善を行うための情報を提供した。 ・金融機関等民間企業経験者や弁護士、会計士等、高い専門性を有する人材の積極的な採用のほか、デリバティブ取引やリスク管理などの専門性を磨く研修を実施した。 ・モニタリング・システムについて、オンラインによるデータ徴求、データの暗号化等により、事務の効率化、利便性の向上、情報管理面での安全性の向上に努めるとともに、金融機関を取り巻く環境の変化を踏まえ、随時システムの改修を実施するなど、システムの強化を図った。</p> <p>② ・パーゼル3の枠組みに基づき、27年3月より新たに導入されることとなる流動性規制及びレバレッジ比率の開示に関して、関連告示の制定・改正及び監督指針等の改正を行った(26年10月、27年2月・3月)。 ・大口信用供与等規制について、IMFが実施した我が国の金融部門評価プログラム(FSAP)のレポートにおいて当該規制の強化が求められた。こうした中、国際基準との整合性を図るための改正を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立した(25年6月12日成立、同年6月19日公布)。これを受け、大口信用供与等規制に関する政令・内閣府令等を整備し、26年10月22日に公布した。</p> <p>③ ・金融機能強化法に基づき資本参加を行った2金融機関の新しい経営強化計画を公表(26年8月)。 ・金融機能強化法に基づき2金融機関に対して資本参加を実施(26年12月)。 ・金融機能強化法に基づく資本参加金融機関における経営強化計画の履行状況を公表(26年3月期は同年8月、26年9月期は27年2月)。 ・早期健全化法に基づき資本増強を行った3行の新しい経営健全化計画を公表(27年2月及び同年3月)。 ・早期健全化法に基づく資本増強行における経営健全化計画の履行状況を公表(26年3月期は同年6月、26年9月期は同年12月)。 ・早期健全化法・預金保険法の適切な運用に努めたこと等から、26年度はリソナHDから2,280億円、あおぞら銀行から204億円の返済があった。</p> <p>④ ・全国銀行協会が銀行業界横断的な業務継続性に関する訓練を実施し、当庁は、準備段階から当該訓練に参加。 ・サイバー攻撃対策について、関係先に海外におけるサイバーセキュリティ対策への取組状況等のヒアリング等を行い、ベスト・プラクティスについての、情報収集や組織としての知見・ノウハウの蓄積に取り組んだ。</p> <p>⑤ 「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」(26年5月19日情報セキュリティ政策会議決定)を踏まえ、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けた取組みのための情報提供、情報連絡を行った。この他に、公益財団法人金融情報システムセンター(FISC)と共同調査(金融機関におけるIT人材育成の課題と対応の方向性)を実施しました。当該レポートを掲載したFISC機関誌は、会員向けに配布され参考に供されている。</p>		<p>② 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備</p> <p>③ 金融機能強化法等の適切な運用</p> <p>④ 金融機関の業務継続体制の検証</p> <p>⑤ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み</p>	<p>② ・パーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、新たに導入されることとなる資本バフファア、カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーに係る標準的手法、清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課、ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課に関する銀行法告示等の整備を実施。</p> <p>③ ・金融機能強化法について活用の検討を促すとともに、資本参加した金融機関に対して適切なフォローアップを実施。 ・早期健全化法に基づく資本増強行に対して、適切なフォローアップを実施。</p> <p>④ ・金融庁を含む金融システム全体において、大規模災害等のリスクに対してしなやかで強靱な業務継続体制を構築するため、全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に関する訓練を検討。 ・サイバー攻撃対策に関する情報や、組織としての知見・ノウハウの蓄積に継続的に取り組む。</p> <p>⑤ IT障害やサイバー攻撃からの重要インフラ防護を目的とした「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」(26年5月19日情報セキュリティ政策会議)を踏まえ、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けた取組みのための情報提供、情報連絡の充実等を図る。 ・金融機関における情報セキュリティ対策の高度化を図るため、公益財団法人金融情報システムセンター(FISC)が発行する金融機関向けの情報セキュリティに係る各種ガイドラインの改定の検討等の機会を捉え、FISCと金融機関のサイバー攻撃対策の促進等に向けた情報の連携等を行う。</p>

基本政策	施策	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要	26年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成27年度の 主な事務事業(案)	27年度の主な事務事業の概要(案)
		⑥ ベターレギュレーションの深化	⑥ ・ベター・レギュレーションを深化させるため、関係者の意見も聴取しながら、検査・監督・企画のそれぞれについて再点検を行い、課題を抽出し、改善策を策定・実施する。 ・①オン・オフ体系的な金融モニタリングを通じた優先課題への効果的な対応、②ミニマム・スタンダードに関するルール遵守状況の検証に止まらず、プリンシプル・ベースの考え方も加味しつつ、より優れた業務運営（ベスト・プラクティス）に近づく観点からのモニタリングの実施、③金融機関のビジネスモデルの将来にわたる持続可能性等、フォワードルッキングな観点からの対話の促進や、金融機関の自主的な経営改善に資する情報発信等の充実を通じ、質の高い金融行政を推進。	⑥ ・制度の企画・立案面では、25年12月にとりまとめ公表した「金融・資本市場の活性化に向けての提言」の進捗状況をフォローアップするとともに、更なる施策を検討し積極的に講じていくため、25年に引き続き、財務省と共同で「金融・資本市場活性化有識者会合」を開催し、26年6月には「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」をとりまとめ、公表した。 ・より効果的・効率的な監督・検査を実施するため、「26事務年度金融モニタリング基本方針」は、監督方針と検査基本方針とを統合して策定・公表した。当該方針に基づき、金融機関がより良い業務運営（ベスト・プラクティス）に向けた経営改善を図るよう建設的な対話を促進するとともに、国際的な連携の強化や関係者との対話の充実、情報収集の強化に取り組んだ。 ・25事務年度の金融モニタリングを通じて得られた検証結果や課題のうち、各金融機関のベスト・プラクティスや金融システム・金融市場の健全な発展につながるような事項を金融モニタリングレポートとしてとりまとめ、公表するなど、金融機関の自主的な経営改善に資する情報発信を行った。		⑥ ベター・レギュレーションの深化	⑥ ・ベター・レギュレーションを深化させるため、関係者の意見も聴取しながら、検査・監督・企画のそれぞれについて再点検を行い、課題を抽出し、引き続き、改善策を策定・実施する。 ・①オン・オフ体系的な金融モニタリングを通じた優先課題への効果的な対応、②ミニマム・スタンダードに関するルール遵守状況の検証に止まらず、プリンシプル・ベースの考え方も加味しつつ、より優れた業務運営（ベスト・プラクティス）に近づく観点からのモニタリングの実施、③金融機関のビジネスモデルの将来にわたる持続可能性等、フォワードルッキングな観点からの対話の促進や、金融機関の自主的な経営改善に資する情報発信等の充実を通じ、質の高い金融行政を推進。
2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備 [達成目標] 金融システムの安定性が確保されること	① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備 ② 円滑な破綻処理のための態勢の整備	① ・バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制、レバレッジ比率の開示等に関する銀行法告示等の整備を実施する。 ② ・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を実施。 ・預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。	① ・バーゼル3の枠組みに基づき、27年3月より新たに導入されることとなる流動性規制及びレバレッジ比率の開示に関して、関連告示の制定・改正及び監督指針等の改正を行った（26年10月、27年2月・3月）。 ② ・預金保険法に基づく資本増強を行ったりそのH/Dについては、同法に基づく公的資金を26年7月30日に預金保険機構からの株式の買取りをもって、完済した。 ・預金保険機構で行われた「金融整理管財人業務」の研修に参加するなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を努めた。また、金融機関の秩序ある処理についても、初動対応の円滑化・迅速化を図るための協議を行うなど、適切に対応するための態勢整備の充実を努めた。 ・「平成33年度末に5兆円程度」という責任準備金の積立目標を確実に達成できる水準として、27年度の預金保険料率について、実効料率0.042%を前提とした料率に変更することを認可した。 ・名寄せデータの整備状況について、預金保険機構と連携し、預金取扱金融機関の検査を実施した。	(測定結果) A「目標達成」 (判断根拠) 国際的な議論も踏まえ、金融機関の健全性確保のための規制の見直しを行うなど、金融システムの安定性の確保に向けた取組みを着実に進めた。 また、預金保険法に基づく資本増強を行った金融機関について、経営健全化計画が着実に履行されるようフォローアップを行い、26年7月には、同法に基づく公的資金が完済された。 更に、名寄せデータの精度の維持・向上にも努めており、破綻処理のための態勢整備の充実を図った。 今後も、引き続き金融システムの安定性確保のためのルール整備などの取組みを進めていく必要がある。 以上のことから、測定結果を「A」とした。	① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備 ② 円滑な破綻処理のための態勢の整備	① ・バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、新たに導入されることとなる資本パッファー、カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法、清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課、ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課に関する銀行法告示等の整備を実施する。 ② ・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を実施。 ・預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実。
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応 [達成目標] システミックリスクの未然防止が図られること	① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応	① ・金融システムの安定を確保し、金融・資本市場の動向を的確かつ早期に把握するため、内外の市場動向やマクロ経済情勢等について、そのマクロ・ブルーデンスに与える影響の観点から、情報の集積・調査・分析を実施する。なお、金融システムの安定に影響を及ぼす恐れのある25年度に発生した外部要因（新興国の成長鈍化、先進国経済の回復の遅れ、中国経済の成長鈍化等に関する懸念）の多くは消滅しておらず、今後もそれらの動向を注視する必要がある。 ・より体系的なマクロ・ブルーデンス政策に関する枠組みの検討に向けて、海外当局の取組み等に関する調査・分析を実施する。 ・金融機関から徴求した各種データや外部統計等を定期的に集計・分析し、金融機関の融資・投資動向等の把握及び金融システムに内在するリスク等の分析を行うための体制整備等に取り組む。 ・集積した上記の情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を促進する。あわせて、外部関係当局との連携を強化する。	① ・「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」において、マクロ・ブルーデンスの視点に基づく監督・検査の一環として、経済市場動向と金融機関の健全性との間の相互作用を分析することの重要性に鑑み、「金融セクター全体に内在するリスクの状況や資金の流れ、金融・資本市場や市場参加者の動向、金融機関のビジネス・戦略の動向等についての実態把握に努める」旨を明確化した。 ・これを踏まえつつ、 <u>庁内関係部署間の更なる連携強化を図った上で、内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等について、経済統計、金融機関から新たに徴求したデータ及びビジネス動向に関する資料等を活用したより深度ある分析を実施するとともに、エコノミスト・アナリスト等の幅広い有識者からより高い頻度でヒアリング等を行うこと等を通じて、金融セクターに内在するリスクの把握に積極的に取り組んだ。</u> ・集積した情報及び分析結果についてはより幅広く庁内で共有し、金融機関へのヒアリングにおいて活用すること等により、積極的に金融行政への反映を図った。 ・また、 <u>金融システム・金融市場を巡る諸情勢について意見交換を行うこと等を目的として金融庁長官と日本銀行副総裁を含むメンバーからなる「金融庁・日本銀行連絡会」を新たに立ち上げ、定期的に会議を開催するなど、関係機関との連携にも取り組んだ。</u>	(測定結果) B「相当程度進展あり」 (判断根拠) 内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等について深度ある分析を行うとともに、金融セクターに内在するリスクの把握に積極的に取り組んだ。 また、集積した情報及び分析結果を検査・監督の現場へ還元し、金融機関へのヒアリングにおいて活用すること等により、積極的に金融行政への反映を図ることで、システミックリスクの未然防止のための取組みを着実に進めた。 日銀を含む主要国中銀の金融政策の変化やそれを受けた金融市場の動向、中国経済の動向などに注目が集まる中、情報収集・分析の高度化等を通じて今後もこうした取組みを一層進めていく必要がある。 以上のことから、測定結果を「B」とした。	① 経済・市場動向その他の内外における確かな把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応	① ・マクロ・ブルーデンスの視点に基づく監督・検査の一環として、 <u>金融セクター全体に内在するリスクの状況や資金の流れ、金融・資本市場や市場参加者の動向、金融機関のビジネス・戦略の動向等についての実態把握に努める。</u> ・具体的には、昨年度に引き続き、内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等について、経済統計や金融機関から徴求したデータやビジネス動向に関する資料等を活用したより深度ある分析を実施するとともに、 <u>エコノミスト・アナリスト等の幅広い有識者から高い頻度でヒアリング等を行うことを通じて、金融セクターに内在するリスクの把握に積極的に取り組む。</u> ・集積した上記の情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を促進する。あわせて、日本銀行をはじめとした関係機関等とも密接に連携を行う。

基本政策	施策	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要	26年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成27年度の 主な事務事業(案)	27年度の主な事務事業の概要(案)
Ⅱ	<p>1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 金融サービスの利用者の保護が図られること</p>	<p>① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備</p> <p>② 当局における相談体制の充実</p> <p>③ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営</p>	<p>① ・顧客が金融サービスを安心して享受できるようにするための制度整備 ・適時適切に監督指針等の整備を行い、問題等が確認された場合には必要に応じ、行政処分等を行うとともに、業務改善の実施状況をフォローアップ。 ・預金取扱金融機関については、主要行等・中小地域金融機関向け監督指針等を踏まえて、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・保険会社等における更なる態勢整備 ・金融商品取引業者等における更なる態勢整備 ・貸金業者については、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督していく（ヤミ金対策を含む）。 ・前払式支払手段発行者、資金移動業者については、適切な業務運営やサービスの適切な実施を確保するよう指導・監督。</p> <p>② ・金融サービス利用者相談室において、相談等の一元的な受付及び適切な対応を行い、相談体制等の充実の推進。</p> <p>③ ・金融トラブル連絡調整協議会（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士会等によって構成）等の枠組みも活用し、金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う。 ・新たに策定（25年8月）した指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図る。また、金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組む。</p>	<p>① ・金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」の報告書を踏まえ、プロ向けファンドに関する規制の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出。 ・法令に照らして、重大な問題が認められた金融機関等に対し、行政処分等を行った。また、行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係を含め、公表した。 ・業界団体との意見交換会等の機会を捉えて、各種法令等の遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請するとともに、情報交換を実施した。 ・預金取扱金融機関については、平成26事務年度金融モニタリング基本方針において顧客ニーズに応える経営や顧客の信頼・安心感の確保等につき確認することとしていることを踏まえ、定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関が顧客を第一に考え真に顧客の利益になる金融商品・サービスを提供しているかや、業務継続態勢の整備状況、反社・マネロン対応等の取組状況等を検証した。また、預金取扱金融機関における更なる態勢整備として、反社会的勢力への対応に係る着眼点の追加するため「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正を行った。 ・保険会社等については、平成26事務年度金融モニタリング基本方針において、適切な保険募集管理態勢の確立のため、保険商品の販売・勧誘ルールの遵守状況、顧客のニーズ及び知識・経験等に留意した説明を行う態勢の整備状況、保険会社等による保険募集人の監督状況について確認することとしていることを踏まえ、保険契約者等の保護の観点から、保険代理店等において、募集形態や規模・特性に応じた実態の把握に努めた。また、保険会社における更なる態勢整備として、保険募集管理態勢における規定の整備等に関して「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正を行った。 また、金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえ、意向把握義務の導入、情報提供義務の導入、保険募集人に対する体制整備義務の導入等を内容とする「保険業法等の一部を改正する法律」が26年5月に成立した。 ・金融商品取引業者等については、平成26事務年度金融モニタリング基本方針において、顧客のニーズを踏まえた商品の提供や資産運用能力の向上のため、金融商品取引業者等の経営の考え方、業績評価、現実に提供されている金融商品・サービス等について、検証を行っていくとしていることを踏まえ、特に投資信託の提供において、販売会社・投資運用会社の双方において顧客のニーズや利益に合う商品が開発・提供されているか、との観点から実態把握に努めた。また、金融商品取引業者等における更なる態勢整備として、金融審「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告等を踏まえた着眼点等を追加するため、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を行った。 ・貸金業者・前払式支払手段発行者・資金移動業者については、反社会的勢力への対応に関し、貸金業者向けの総合的な監督指針等を改正し、監督上の着眼点等を追加した。</p> <p>② ・金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等の件数を四半期毎に公表する。また、26年5月に開始した事前相談窓口に寄せられた相談件数について、26年10月より受付状況を掲載。 ・金融サービス利用者相談室職員を消費生活センター等が主催する講演会に講師として派遣し、金融トラブルに関する事例を紹介するなど、金融トラブルの予防的アドバイスの提供を実施。また、相談室職員のスキルアップのため、各種研修を実施。</p> <p>③ ・金融トラブル連絡調整協議会を2回開催し、各指定機関の業務実施状況や利用者利便の向上に向けた取組み状況等について議論。 ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、指定機関に対する利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性確保を図るなど、金融ADR制度の適切な運営に取り組んだ。 ・金融ADR連絡協議会を2回開催し、指定機関間の連携強化を図るなど、金融ADR制度の円滑な実施を図った。</p>	<p>(測定結果) B「相当程度進展あり」</p> <p>(判断根拠) 金融サービスの利用者の保護等の観点から、金融商品取引法や監督指針等を整備し、利用者保護のための制度整備及び金融機関の態勢整備を進めることにより、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるよう利用者の信頼度の高い金融システムの構築に向けた取組みを進めた。 今後も、利用者保護の充実に向けた取組みを一層進める必要がある。 以上のことから、測定結果を「B」とした。</p>	<p>① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備</p> <p>② 当局における相談体制の充実</p> <p>③ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営</p>	<p>① ・利用者保護等の観点から行われた金融商品取引法の改正を受けた、政令・内閣府令の整備を行う。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行う。 ・金融監督上重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出を行う等実態把握を行うとともに、より優れた業務運営に近づく観点からの対話を重ねていく。 ・預金取扱金融機関については、真に顧客のためになるサービス提供を通じた顧客の利益の実現を図るとともに、金融サービスを安心して利用できる環境を整備する観点からモニタリングを実施する。 ・保険会社等においては、顧客のニーズ及び知識・経験等に留意したわかりやすい説明を行うための態勢整備がなされているか等の観点からモニタリングを行う。 ・金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえて26年5月に成立した「保険業法等の一部を改正する法律」のうち、2年以内に施行する部分について、関連する政令・内閣府令の整備を行う。 ・金融商品取引業者等が国民のニーズに適った金融商品・サービスの提供や資産運用能力の向上に努めているか等の観点からモニタリングを実施する。 ・貸金業者については、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督していく（ヤミ金対策を含む）。 ・前払式支払手段発行者、資金移動業者については、適切な業務運営やサービスの適切な実施を確保するよう指導・監督。</p> <p>② ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向け事前相談の提供を実施し、相談体制等の充実を図る。新たに主任金融サービス相談員を配置し、相談員の指導を行うことや、関係機関と協力し外部研修を充実させることなどで、相談体制等の充実を推進する。その他、金融経済教育として、政策課金融知識普及係と連携し、大学での講演を行う。</p> <p>③ ・金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用した運用状況のフォローアップを定期的実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討。 ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図る。また、金融ADR連絡協議会を活用し、指定機関間の連携強化に取り組む。</p>

基本政策	施策	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要	26年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成27年度の 主な事務事業(案)	27年度の主な事務事業の概要(案)
		<p>④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備</p> <p>⑤ 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応</p>	<p>④ ・自治体の主体的な取組みを促し、相談窓口を訪れる契機とするため、周知・広報の取組みを実施する。 ・財務局等で直接相談を受け付けるほか、各局において自治体の相談員等向けに研修会を開催する等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップする。</p> <p>⑤ ・犯罪の抑止に向けた金融機関の取組みを促進（預金口座の不正利用に関し、警察当局への速やかな情報提供等を含む）。 ・振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復等のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組みを促す、③預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知徹底を図るなど、振り込め詐欺救済法の円滑な運用に取り組む。 ・偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、預貯金者保護法等を適切に運用。 ・無登録業者による未公開株、ファンドの販売・勧誘や無届募集等については、金融商品取引法違反行為にかかる裁判所への禁止・停止命令の申立てや悪質な業者名の公表、警告書の発出等により適切に対応。 ・法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、裁判所への禁止・停止命令の申立てや社名・代表者名・法令違反行為等の公表、警告書の発出等により、厳正かつ適切に対応。</p>	<p>④ ・金融庁及び財務局等において、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載したポスター・チラシ等を作成し、自治体や関係団体に配布したほか、インターネットを含む様々な媒体を活用し、相談窓口の周知・広報を行った。 ・各財務局等が管内の都道府県、市区町村の相談員等向け研修を実施するよう促すことにより、26年度は1,199市区町村が研修に参加した。</p> <p>⑤ ・26年9月に策定・公表した金融モニタリング基本方針において、振り込め詐欺等の犯罪の撲滅に向けた対策を監督上の重点事項とした。 ・関係省庁や業界団体等と連携しつつ、振り込め詐欺等の被害の未然防止に向けた注意喚起を行った。 ・預金口座の不正利用に関し、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行い、これを受けた金融機関において、利用停止・強制解約等が行われた。 ・振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復等のため、インターネット広告、政府広報による振り込め詐欺の類型や特徴の解説、当該制度を偽った者による不当な勧誘に関する注意喚起等を通じて返金率の維持に努めたが目標達成には至らなかった。 〔基準値〕 25年度 78.2% 26年度 68.8% 〔目標値〕 80.0% ・26年9月に策定・公表した金融モニタリング基本方針において、偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキングを用いた預金の不正な払出しを防止する対策等への的確な対応を監督上の重点事項とした。 ・インターネットバンキングを使用した不正送金事案が急増したことから、業界団体に対して、万全の対策を講じるよう意見交換会等を通じて要請。 ・インターネットバンキングに係る犯罪手口が高度化・巧妙化していること等を踏まえ、全国銀行協会では、法人向けインターネットバンキングに係る被害補償の取扱いやセキュリティ強化策について取りまとめ公表（26年7月）したほか、金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、預金取扱金融機関におけるセキュリティ対策や顧客への対応について、監督上の着眼点として明確化する等の改正を行った（27年2月、パブリックコメント開始。27年4月、施行予定）。 ・「預貯金者保護法」の施行状況等を把握するため、金融機関から犯罪発生報告を受け、必要に応じてフォローアップを実施。また、偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況を取りまとめ、四半期ごとに公表。 ・金融庁において、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、被害拡大の防止に向けた国民への注意喚起を行うとともに、警告書の発出・公表を158件実施した。また、証券取引等監視委員会において、26年度に無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた4件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行った。 ・金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者17者について、社名・代表者名・法令違反行為等を公表した。また、証券取引等監視委員会において、26年度に無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた2件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行った。</p>		<p>④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備</p> <p>⑤ 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応</p>	<p>④ ・自治体の主体的な取組みを促し、相談窓口を訪れる契機とするため、周知・広報の取組みを実施する。 ・財務局等で直接相談を受け付けるほか、各局において自治体の相談員等向けに研修会を開催する等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップする。</p> <p>⑤ ・犯罪の抑止に向けた金融機関の取組みを促進（預金口座の不正利用に関し、警察当局への速やかな情報提供等を含む）。 ・振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復等のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組みを促す、③預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知徹底を図るなど、振り込め詐欺救済法の円滑な運用に取り組む。 ・偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、金融機関におけるセキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう取り組む。 ・法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、裁判所への禁止・停止命令の申立てや社名・代表者名・法令違反行為等の公表、警告書の発出等により、厳正かつ適切に対応する。 ・無登録業者による詐欺的な投資勧誘等及び無届募集等については、被害拡大の防止・被害の迅速な回復等に向け、国民への注意喚起、実態把握、金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止・停止命令の申立てや悪質な業者名の公表、警告書の発出等により、厳正かつ適切に対応する。</p>

基本政策	施策	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要	26年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成27年度の 主な事務事業(案)	27年度の主な事務事業の概要(案)
	<p>2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること</p>	<p>① 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮</p> <p>② 地域密着型金融の促進</p>	<p>① ・日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、顧客企業と向き合い、顧客企業の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成・成長を協力的に後押しするという金融機関が本来果たすべき役割をいっそう発揮していくことが重要であるとの基本的考え方にそって、引き続ききめ細かい実態把握に努めつつ、金融機関による積極的な金融仲介機能の発揮を促進。 ・地域金融機関が、担保・保証に過度に依存することなく適切なリスクテイクを行えるよう、融資決定のプロセス等において、企業の事業内容（その成長性や課題等）を適切に評価するための能力の向上に向けた取組み等を、金融モニタリングの実施等を通じて促進。</p> <p>② ・地域金融機関の地域密着型金融に係る自主的な取組みの一層の促進。</p>	<p>① ・「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」においては、 ①政府がデフレ脱却、経済の持続的成長に向けた取組みを推進している中、経済や産業に必要な資金が円滑に供給され、デフレ脱却に向けた動きをより確かなものとしていくことが重要である、 ②今後、高齢化や人口減少等が進展する中、経済や産業が持続的な成長を続け雇用や賃金の改善につながることを、これまで現預金等に偏っていた国民の資産が適切に運用され安定的な資産形成が図られるとともに、結果として経済成長に必要なリスクマネーが供給されることが期待される、 ③金融機関がこれらに貢献し、経済の成長や国民生活の安定に寄与することが、ひいては、金融機関自身の安定的な収益にもつながっていくような「好循環」の実現を目指す必要がある、 との考え方を示している。 ・こうした好循環を実現するためには、金融機関が顧客のニーズを第一に考え、金融商品・サービスの提供に努める必要がある。金融庁としては、各金融機関が真に顧客のニーズに応え、顧客の利益になる経営を行っているかとの観点から検証を行ってきた。例えば、(i)顧客の知識・経験・財産の状況等に応じて、適切な商品説明や販売後のフォローアップを行っているか、(ii)販売商品の選定に当たり、販売手数料や系列関係等にとらわれることなく、顧客のニーズや利益に真に合う商品が提供される態勢を構築しているか、(iii)顧客の利益を重視した営業の推進に向けた経営目標の設定や業績評価の手法について検討・実施しているか、についてアンケートを通じて検証を実施。 ・また、金融機関は、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価（「事業性評価」）した上で、それを踏まえた融資や助言等を行い、企業や産業の成長を支援していくことが求められる。そのため、目利き能力やコンサルティング機能を発揮し、地元企業の成長や地域産業の発展に貢献していくために必要な態勢整備や具体的な取組みについて、地域金融機関へのヒアリング等により実態把握を進めてきた。ヒアリングにあたっては、好事例に共通する特徴を13の着眼事項として整理した「ヒアリング項目集」を材料に金融機関との議論を進めた。 ・その他、まち・ひと・しごと創生総合戦略（26年12月27日閣議決定）を踏まえ、目利き力を発揮した無担保・無保証の運転資金融資の円滑化を図るため、27年1月20日、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に新たな事例を追加した。 また、当該事例を、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の広報用パンフレット（「知ってナットク！」）に追加し、積極的な広報に努めた。 ・金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着するよう、全国各地で実施した金融庁の業務説明会や政府広報においてガイドラインの周知・広報を行った。 また、ガイドラインの活用に関して、広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集を公表した。 金融機関等に、中小企業等の顧客に対しガイドラインを周知すること、ガイドラインの更なる活用を促すこと及びその取組みについて営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として積極的に取り組むことを要請した。 ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、ガイドラインのQ&Aの一部を改定した。</p> <p>② ・各種ヒアリングを通じ金融機関による地域経済の活性化への貢献に向けた取組状況等を確認。 ・地域経済活性化に係る地域金融機関の課題や求められる役割等をテーマとした、地域密着型金融に関するシンポジウムを、各財務局等において開催。</p>	<p>(測定結果) B「相当程度進展あり」</p> <p>(判断根拠) 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮の実現のために、金融機関が、 (i)真に顧客のニーズに応え、顧客の利益になる経営を行っているかどうかの検証、 (ii)目利き能力やコンサルティング機能を発揮し、地元企業の成長や地域産業の発展に貢献していくために必要な態勢整備や具体的な取組みを行っているかどうかについてのヒアリング、などを実施した。 また、「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着するよう、ガイドラインの周知・広報に努めたほか、ガイドラインの活用に関して、広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集を公表するなど、金融機関に対してガイドラインの積極的な活用を促した。 さらに、主要行等については、そのグローバルな業務展開を踏まえ、本事務年度のモニタリングにおいて、日系企業に対する金融面でのサポートの状況を含めた海外業務を確認し、その結果について金融機関にフィードバックを実施するなど、資金の借り手が必要な金融サービスを受けられるように様々な施策を講じた。 金融機関が財務内容や担保・保証に必要以上に依存しているとの声も聞かれることから、引き続き、事業性評価に基づく融資等の取組みを金融機関の営業現場の第一線まで浸透させるなど、顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮に向けた取組みなどを進め、資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備を進めていく必要がある。 以上のことから、測定結果を「B」とした。</p>	<p>① 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮</p> <p>② 地域密着型金融の促進</p>	<p>① ・金融機関においては、自らの役割を認識し、金融モニタリング基本方針や監督指針等も踏まえ、例えば、海外進出支援を含め、様々なライフステージにある企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価し、融資や助言を行い企業や産業の成長を支援していく等、金融仲介機能の適切な発揮が求められている。特に、金融機関が経済の成長や国民の生活の安定に寄与することが、ひいては、金融機関自身の安定的な収益にもつながっていくような「好循環」の実現が重要との認識のもと、モニタリングにおいて企業の海外進出支援を含めた金融仲介機能の発揮を求める。 ・「経営者保証ガイドライン」が融資慣行として浸透・定着するよう、引き続き周知・広報に努めるとともに、金融機関等に対して積極的な活用を促す。</p> <p>② ・地域金融機関の地域密着型金融に係る自主的な取組みの一層の促進</p>

基本政策	施策	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要	26年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成27年度の 主な事務事業(案)	27年度の主な事務事業の概要(案)
		③ 中小企業の経営改善・事業再生支援	③ ・監督方針等に基づき、金融機関に対し、外部専門家等と連携した積極的なコンサルティング機能の発揮等により、新規融資や経営改善・事業再生支援等に関する積極的な取組を促すとともに、中小企業の本業支援を担うことができる専門人材を適切に活用できる仕組みを検討する。また、金融面における中小企業支援策として以下のよう取組を行う。 ①経営者の再チャレンジ支援等を図るための「地域経済活性化支援機構」の積極的な活用 ②事業再生ファンド、地域活性化ファンドの設立・活用の促進 ③「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進（再掲） ④新規融資や経営改善・事業再生支援等の先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組み事例の定期的な公表 ・中小企業金融に関するアンケート等による実態把握。 ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構等の活用促進も含めた、被災者支援等の促進。	③ ・26年9月、「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」を公表し、目利き能力の発揮による企業の事業性評価に基づく融資や、コンサルティング機能の発揮による持続可能な企業（特に地域の経済・産業を牽引する企業）の経営改善・生産性向上・体質強化の支援等の取組みを一層強化していくよう促した。 ・株式会社地域経済活性化支援機構法の改正により（26年10月改正法施行）、地域経済活性化支援機構の新たに追加された経営者の再チャレンジ支援等を図るための業務（特定支援業務）について、「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」や全国の財務局等で開催した説明会において、地域金融機関に対してその積極的な活用を促した。その結果、特定支援決定件数は、27年3月末現在で3件となっている。 ・「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」において、地域金融機関に対して事業再生ファンド・地域活性化ファンドの設立等における地域経済活性化支援機構の積極的な活用を促した。その結果、27年3月末までに地域金融機関と機構が連携し設立したファンドは、事業再生ファンド3件（参考：26年3月末3件）、地域活性化ファンド19件（参考：26年3月末1件）となっている。 ・地域金融機関に対する各種ヒアリング等において、地域金融機関におけるファンドの設立・活用の状況について実態把握を行うとともに、引き続き積極的なファンドの設立・活用について促した。 ・26年4月、金融機関による中小企業等に対する「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集」及び、中小企業の本業支援を担うことができる専門人材を適切に活用できる仕組みの参考のため、「専門人材の活用に係る参考事例集」を公表。 ・金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着するよう、全国各地で実施した金融庁の業務説明会や政府広報においてガイドラインの周知・広報を行った。 また、ガイドラインの活用に関して、広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集を公表した。 金融機関等に、中小企業等の顧客に対しガイドラインを周知すること、ガイドラインの更なる活用を促めること及びこれらの取組みについて営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として積極的に取り組むことを要請した。 ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、ガイドラインのQ&Aの一部を改定した。 ・金融機関に対して、東日本大震災事業者再生支援機構や、個人版私的整理ガイドラインの活用を促すとともに、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた金融面での支援状況を確認し、被災者にとって最も適切と考えられる解決策の提案・実行支援を行うよう促した。 ・個人版私的整理ガイドラインの活用促進を図る観点から、東北被災3県の仮設住宅等の入居者を対象として、より効果的な周知広報策を検討するための調査を実施。当該調査の結果を踏まえ、これまでのチラシの配布や各種相談会の開催等に加え、金融機関を通じて被災者にガイドラインの利用勧奨のご案内を送付するとともに、被災自治体の協力を得て住民広報誌への折込み等により同案内を配布したほか、ケーブルテレビにて制度内容を詳細に説明する番組を放送するなど、周知広報策の拡充を図った。		③ 中小企業の経営改善・生産性向上・事業再生等の必要な支援実行	③ ・金融モニタリング基本方針等に基づき、金融機関に対し、外部専門家等と連携した積極的な目利き能力やコンサルティング機能の発揮等により、事業性評価に基づく融資や経営改善・生産性向上・体質強化支援等に関するモニタリングを通じ、積極的な取組を促す。また、中小企業に対して、引き続き、きめ細かく対応し、円滑な資金供給等に努めるよう促すほか、以下のよう取組を行う。 ①「地域経済活性化支援機構」の積極的な活用 ②「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進（再掲） ・中小企業金融に関するアンケート等による実態把握。 ・東日本大震災事業者再生支援機構や、私的整理ガイドラインの活用促進に加え、被災地域の本格的な復興等に向けた適切な金融面での支援を促進。
		④ 企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化	④ ・主要行等において、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際のきめ細やかな金融サービスの提供を促進。	④ ・主要行等については、そのグローバルな業務展開を踏まえ、26事務年度のモニタリングにおいて、日系企業に対する金融面でのサポートの状況を含めた海外業務を確認し、その結果について金融機関にフィードバックを実施した。 ・アジア諸国に対し、本邦又は相手国でのセミナーの実施、訪日調査団の受入れ等を通じ、法令制定などの制度整備支援や、金融行政に係る知見・経験等の共有といった具体的な金融インフラ整備支援を実施した。			（当該事務事業について、27年度計画においては、①「顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮」に包含して実施する。）
		⑤ 金融機能強化法の適切な運用	⑤ ・金融機能強化法について活用の検討を促すとともに、資本参加した金融機関に対して、適切なフォローアップを実施。	⑤ ・金融機能強化法に基づき資本参加を行った2金融機関の新しい経営強化計画を公表（26年8月）。 ・金融機能強化法に基づき2金融機関に対して資本参加を実施（26年12月）。 ・金融機能強化法に基づく資本参加金融機関における経営強化計画の履行状況を公表（26年3月期は同年8月、26年9月期は27年2月）。		④ 金融機能強化法の適切な運用	④ ・金融機能強化法について活用の検討を促すとともに、資本参加した金融機関に対して適切なフォローアップを実施。

基本政策	施策	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要	26年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成27年度の 主な事務事業(案)	27年度の主な事務事業の概要(案)
	<p>3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること</p>	<p>① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 i) 投資信託・投資法人法制の見直し ii) 保険募集の更なる質の向上等に向けた所要の制度整備</p> <p>② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備</p>	<p>① 投資信託・投資法人法制の制度整備。 ・保険募集の更なる質の向上等に向けた所要の制度整備 ・金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容の実現に向けて、関連する政令・内閣府令の整備を行う。</p> <p>② 平成26年1月より導入されたNISAについて、広く国民に投資への関心を持ってもらい、長期的視点からの資産形成を促すとともに、成長資金の供給拡大を図り、日本の経済成長につなげる観点から、制度の普及・定着に向けた取組みを進めていく。 ・金融機関の手数料ビジネス（投資信託の窓口販売等）について、25年度の成果も踏まえた水平的レビューを実施し、真の顧客利益につながり、成長マネーの供給促進にも貢献する業務のあり方について、引き続き検証する。</p>	<p>① 近年の投資信託商品の多様化及びREITを巡る諸問題を踏まえ、25年6月に成立・公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」のうち、1年6ヶ月以内に施行する部分について、関連する政令・内閣府令の整備を行った（26年7月2日公布、同年12月1日施行）。 ・金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえた「保険業法等の一部を改正する法律」が平成26年5月に成立したことを受けて、同法を施行する「保険業法施行令の一部を改正する政令等（3月以内施行）」を26年8月に公布・施行し、「保険業法施行令の一部を改正する政令等（6月以内施行）」を26年11月に公布・施行し、「平成26年改正保険業法（2年以内施行）」に係る政府令・監督指針案を27年2月に公表し、パブリックコメントの募集を実施した。</p> <p>② 27年度税制改正において、若年層等への投資家のすそ野拡大などを図る観点から、未成年者向けの「ジュニアNISA」の創設を要望するとともに、現行NISAについて、毎月の積立投資に利用し易くするよう年間投資上限額を120万円（現行100万円）に引き上げることや、利便性向上を図るためNISA口座開設手続きを効率化することを要望（27年度税制改正で実現）。 さらに、関係業界の協力も得ながら、NISA制度の周知や広報の取組みを進めた。 ・金融機関の手数料ビジネス（投資信託の窓口販売等）について、25年度検証実施銀行に対するフォローアップおよび地域銀行等の経営戦略等に関する水平的レビューを実施し、真の顧客利益につながり、成長マネー供給の促進にも貢献する業務のあり方を検証した。</p>	<p>(測定結果) B「相当程度進展あり」</p> <p>(判断根拠) 26年1月から開始されたNISAの普及・定着のための税制改正要望提出や目標達成のための所要の政令・内閣府令の整備を行うとともに、投信窓販等に関する水平的レビューを実施する等、国民の資産形成等に真に必要な金融サービスの提供の観点から、必要な制度・環境整備を着実に進めた。 測定指標の目標は全て達成となっていますが、中長期的には、国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されることに向けた取組みを一層進める必要があることから「B」とした。</p>	<p>① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備</p>	<p>① 金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえて26年5月に成立した「保険業法等の一部を改正する法律」のうち、2年以内に施行する部分について、関連する政令・内閣府令の整備を行う。</p> <p>② 27年度税制改正で措置されたジュニアNISAを含め、NISA制度の更なる普及・定着に向けた周知・広報活動を強化していくとともに、NISAのあり方について、投資家のすそ野を拡大し、「家計の安定的な資産形成の支援」と「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立を図るといった制度趣旨や、措置の実績、効果の検証等を踏まえ、引き続き検討を行っている。</p> <p>・金融機関の手数料ビジネス（投資信託の窓口販売等）について、真に顧客のニーズに答え、顧客の利益になる経営を行っているか、各金融機関の取組みを継続的にフォローアップしていく。</p>
Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築	<p>1 市場インフラの構築のための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること</p>	<p>① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築</p> <p>② 国債取引等に関する市場インフラの構築</p> <p>③ EDINETの整備</p>	<p>① 清算集中義務の対象者や対象商品の拡大、取引情報の保存・報告義務の対象拡大に関する制度整備。 ・一定の店頭デリバティブ取引について、電子情報処理組織の利用が義務付けられたことを踏まえ、施行に向けた制度整備。 ・清算機関における店頭デリバティブ取引の清算対象取引の拡充に向けた取組み等をサポート。</p> <p>② 「国債取引の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン」（26年11月公表）の検討に積極的に参加したほか、金融庁ウェブサイトで公表するなど、市場関係者の取組みを支援。 ・清算期間等に対して、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」に基づき、定期及び随時のヒアリング等を通じてリスク管理態勢の把握を実施。</p> <p>③ システムの安定運用に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者の利便性向上及び開示書類提出者の負担軽減を考慮した開発及び検討等を行う。</p>	<p>① 清算集中義務の対象者や対象商品の拡大を盛り込んだ「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等を整備した（26年6月公布、同年7月施行（対象取引の拡大）、同年12月施行（対象者の拡大））。 ・取引情報の保存・報告制度の対象に保険会社を加えること等を盛り込んだ「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を公布した（26年11月公布、27年4月施行）。 ・24年改正金融商品取引法で導入された電子情報処理組織の使用義務（27年9月施行）に関し、金融商品取引業者のうち電子情報処理組織の提供を行う者の要件等を盛り込んだ政令・関係府令を整備した（26年11月公布、27年9月施行）。 ・清算機関における店頭デリバティブ取引の清算対象取引について、十分な審査のうえ認可した。</p> <p>② 「金融・資本市場に係る制度整備について」（22年1月公表）及び「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」（22年6月公表）に基づき、26年11月に日本証券業協会から「国債取引の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン」が公表されており、金融庁は、この検討に積極的に参加したほか、金融庁ウェブサイトで公表するなど、市場関係者の取組みを支援した。 ・清算期間等に対しては、支払・決済システム委員会（CPMI）と証券監督者国際機構（IOSCO）による「金融市場インフラのための原則」等を踏まえて策定した「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」に基づき、定期及び随時のヒアリング等を通じてリスク管理態勢の把握を実施するなど監督した。</p> <p>③ EDINETについては、システムの安定運用に努め、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者の利便性向上及び開示書類提出者の負担軽減を考慮した開発及び検討等を行った。</p>	<p>(測定結果) A「目標達成」</p> <p>(判断根拠) 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に係る政令・内閣府令の整備、国債取引の決済期間の更なる短縮化（T+1）の実現に向けた市場関係者における取組みの支援を行ったほか、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」に基づく監督を実施した。また、EDINETの稼働率についても、100%を確保した。 測定指標について、目標を上回って達成されていることから、「A」とした。</p>	<p>① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築</p> <p>② 国債取引等に関する市場インフラの構築</p> <p>③ EDINETの整備</p>	<p>① 店頭デリバティブ取引における清算集中義務の対象拡大に向けた取組み ・一定の店頭デリバティブ取引等について、取引情報保存・報告制度等の適切な実施。 ・一定の店頭デリバティブ取引等について、電子情報処理組織の利用の円滑な施行。 ・清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の拡充に向けた取組み等をサポートし、国際議論に積極的に参画。</p> <p>② 清算機関の利用拡大に向けた取組みや、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みをサポート。 ・国際議論を踏まえ、清算機関等に対し、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」に基づき、適切な監督。</p> <p>③ EDINETについては、今後もシステムの安定運用に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者の利便性向上及び開示書類提出者の負担軽減を考慮した開発及び検討等を行う。</p>

基本政策	施策	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要	26年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成27年度の 主な事務事業(案)	27年度の主な事務事業の概要(案)
	<p>2 市場機能の強化のための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること</p>	<p>① 総合取引所の実現に向けた取組の促進</p> <p>② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進</p> <p>③ 不動産投資市場の活性化</p> <p>④ 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討</p>	<p>① ・総合取引所における商品デリバティブ取引にかかる行為規制のあり方について検討。 ・関係者への働きかけを実施。</p> <p>② ・新規・成長企業へのリスクマネーを供給する仲介機能を強化するため、金融面から、クラウドファンディング・地域における資金調達を促す取組み・新規上場のための負担軽減について検討。</p> <p>③ ・J-R E I T 市場の活性化のための制度整備を推進。</p> <p>④ ・「『責任ある機関投資家』の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」(26年2月策定)の定着を図るとともに、上場企業等の実効性ある企業統治の実現等に向けた環境を整備。 ・その他、上場企業等の企業統治に係る法令や取引所規則等の定着状況を踏まえ、必要に応じ、適切に対応。</p>	<p>① ・「規制改革実施計画」に盛り込まれている「総合取引所の実現に向けた取組の促進」について、総合取引所の実現に向けた規定を盛り込んだ「『金融商品取引法等の一部を改正する法律』(26年3月11日施行)に係る関係政府令等(行為規制部分)」を整備した(26年9月1日施行)。</p> <p>② ・「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」の報告書の提言を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立(26年5月23日)、公布(同年5月30日)され、それに伴う関係政令及び内閣府令等の改正案を意見公募手続に付した。</p> <p>③ ・25年6月に成立・公布した金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)のうち、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等(公布後1年6月以内施行)に係る部分について、関係政府令の整備を行った(26年7月2日公布、同年12月1日施行)。</p> <p>④ ・「『責任ある機関投資家』の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」の受入れ表明をした機関投資家数は27年2月末時点で184となった(同年3月公表)。 ・26年8月に「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」が設置され、27年3月に「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」が策定・公表された。</p>	<p>(測定結果) B「相当程度進展あり」</p> <p>(判断根拠) 総合取引所に関する政令・内閣府令の整備、25年6月に成立・公布した金融商品取引法等の一部を改正する法律のうち、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等に関する政令・内閣府令の整備、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを表明した機関投資家のリストの和英両文での公表等を行い、我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されるための取組みを着実に進めた。 測定指標の目標が全て達成となっているが、中長期的には、市場機能の更なる強化に向けた取組みを一層進める必要があるため「B」とした。</p>	<p>① 総合取引所の実現に向けた取組の促進</p> <p>② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進</p> <p>③ 不動産投資市場活性化に向けた取組に係る検討</p> <p>④ 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討</p>	<p>① 総合取引所の早期実現に向けて、引き続き、関係者等への働きかけを行う。</p> <p>② 26年5月に改正された金融商品取引法の施行を目指し、引き続き関係政令及び内閣府令等の整備を行う。</p> <p>③ 不動産投資市場活性化に向けた取組について検討を行う。</p> <p>④ ・企業の持続的な成長が実現されるように「日本版スチュワードシップ・コード」と「コーポレートガバナンス・コード」のより一層の普及・定着を図る。</p>
	<p>3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 投資者保護のための制度・環境の整備を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること</p>	<p>① 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保</p> <p>② 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組の推進</p>	<p>① ・必要に応じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上を推進。 ・有価証券届出書等の記載内容の適切性が確保されるよう財務局等を通じた事前相談・審査等を行う。特に、不正ファイナンス防止の観点から重点的な審査に努める。 ・有価証券報告書レビューの実施等を通じて有価証券報告書等の継続開示書類の記載内容の適切性の確保に努める。 ・有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。</p> <p>② ・海外当局との連携を強化し、国際会計基準(IFRS)の設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に参加・貢献するとともに、我が国におけるIFRS適用に関する取組みについて、積極的に海外情報発信を行う。 また、我が国におけるIFRSへの対応については、企業会計審議会(25年6月)において取りまとめられた「当面の方針」を踏まえ、IFRSの任意適用の積上げを図るとともに、IFRSに関する意見発信の強化に取組む。 ・企業会計基準委員会(ASBJ)による質の高い会計基準の開発や研究等の取組みを支援する。</p>	<p>① ・有価証券報告書レビューを実施するとともに有価証券報告書の作成に当たり留意すべき点について公表した。 ・開示書類の虚偽記載等の違反行為に対し、課徴金納付命令の決定を行った。 ・無届募集であることが判明した場合、無届募集を行っている者に対し有価証券届出書等の提出の催告や、警告書の発出を行ったほか、捜査当局に情報提供した。</p> <p>② ・企業会計審議会(26年10月開催)の下に新たに会計部会が設置され、これを受けて、会計部会(26年12月開催)において、IFRSの任意適用の拡大促進や、我が国としての対外的な意見発信等について審議が行われた。 ・「『日本再興戦略』改訂2014」(26年6月閣議決定)において、IFRSの任意適用企業の拡大促進のための施策の一つとして「IFRS適用レポート」の公表が盛り込まれたことを受け、IFRS任意適用企業に対して、実態調査・ヒアリングを実施した(『IFRS適用レポート』は27年4月に公表)。 ・あるべきIFRSの内容について意見発信の重要性の観点から、企業会計基準委員会(ASBJ)において、IFRSの個々の基準について我が国としての受け入れ可否が検討され、26年7月に修正国際基準の公開草案が公表された。 ・任期が到来し改選された後もIFRS財団モニタリング・ボードの議長を引き続き当庁職員が務め、メンバーの拡大や資金確保に向けた議論についての確かな議事運営を行い、IFRS財団のガバナンス強化に貢献した。</p>	<p>(測定結果) B「相当程度進展あり」</p> <p>(判断根拠) 金融庁においては、有価証券報告書レビューや課徴金納付命令の決定等の実施、自主規制機関等と連携し自主規制規則の見直し等が行われたこと等から、市場の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備等について目標どおり貢献することができたと考えている。 証券取引等監視委員会においては、不正取引に対する取引調査、ディスクロージャー違反に対する開示検査、必要に応じた課徴金納付命令の勧告、市場の公正を害する悪質な事案についての検察庁への告発を行った。 また、クロスボーダー取引等を利用した不正取引に対しては、海外当局と緊密に連携して対処した。更に、証券監視委の活動状況等の情報発信など市場規律の強化に向けた取組みについても積極的に行った。 測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、27年度以降も人材育成や海外当局との連携の一層の強化、新設される情報解析室の支援の下でのデジタルフォレンジックの更なる活用など、引き続き取り組むべき課題がある。 以上のことから、測定結果は「B」とした。</p>	<p>① 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保</p> <p>② IFRS任意適用の拡大促進</p>	<p>① ・「企業内容等の開示に関する留意事項(開示ガイドライン)」等に基づき、引き続き、行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。 ・有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適切性が確保されるよう、開示ガイドラインに基づき、各財務局等を通じた記載内容に関する事前相談や受理時における審査等を行う。 ・有価証券報告書等の継続開示書類については、有価証券報告書レビューを通じ、記載内容の適切性の確保に努める。 ・有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。</p> <p>② ・平成26年6月に閣議決定された『「日本再興戦略」改訂2014』において「IFRSの任意適用企業の拡大促進に努めるものとする」との施策が盛り込まれたことを踏まえ、引き続きIFRSの任意適用企業の拡大促進に努める。 ・その際、企業会計基準委員会(ASBJ)と連携して、我が国の考えるあるべきIFRSについての意見発信を強化する。 ・また、ASBJにおいて、日本基準の高品質化に向けた検討を進める。 ・さらに、IFRS設定主体におけるメンバー・スタッフ等として活躍し得る人材の育成や、会計実務に携わる者の中においてIFRSに関する知識・経験が豊富な人材の裾野の拡大に努める。</p>

基本政策	施策	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要	26年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成27年度の 主な事務事業(案)	27年度の主な事務事業の概要(案)
		<p>③ 包括的かつ機動的な市場監視</p> <p>④ クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取引への対応</p> <p>⑤ 不正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施</p> <p>⑥ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施</p> <p>⑦ 課徴金制度の適切な運用</p> <p>⑧ 犯則事件に対する厳正な調査の実施</p> <p>⑨ 自主規制機関との適切な連携</p> <p>⑩ 市場参加者の規律強化に向けた取組み</p>	<p>③ ・発行市場・流通市場全体に目を向け、クロスボーダー取引への監視を強化していく。 ・幅広い情報収集・問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てる。</p> <p>④ ・海外当局と緊密に連携して対処するなど、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取引に対する監視を強化。</p> <p>⑤ ・不正取引に対する迅速・効率的な調査を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行う。 ・金融商品取引法改正に伴う課徴金の対象拡大に適切に対応するとともに、デジタルフォレンジックの運用体制の充実や積極的な活用などにより、取引調査の一層の迅速化・効率化に努める。 ・課徴金事例集の内容の充実など情報発信の多様化に努める。</p> <p>⑥ ・有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行うとともに、自主訂正等により早期に適正な情報開示が行われるよう、開示検査を通じて開示企業に働きかける。</p> <p>⑦ ・不正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等に対して、課徴金制度を適切に運用。</p> <p>⑧ ・金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、デジタルフォレンジック等を十分に活用し、必要に応じて各地域の捜査機関や財務局、更に海外当局とも連携のうえ、厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは、検察官に対して告発を行う。</p> <p>⑨ ・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引業協会及び金融商品取引所と連携し、各自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。また、各金融商品取引業協会に共通する横断的な政策課題が生じた場合には、各協会が連携して取り組めるよう働きかけを行う。 ・第二種金融商品取引業協会においては、加盟会員が少数にとどまっていることから、金融庁及び各財務局が同協会と連携し、加盟会員数の拡大に向けた取組みを行う。</p> <p>⑩ ・各市場参加者による自主的な取組みによって市場規律が全体として強化されるよう、自主規制機関や市場の公正性確保に重要な役割を持つ諸団体等との間で、意見交換等を通じ、検査や調査等で把握した問題意識の共有等を図る。 ・勧告・告発事案等の公表にあたっては、その事案の市場や社会における位置付けや影響についても情報発信に取り組む。</p>	<p>③ ・1,084の取引審査を実施し、問題が把握された取引について、証券監視委内の調査・検査担当課室において実態説明を行い、違反行為が認められたものは勧告等を行った。 ・一般投資家等からの情報受付について、<u>情報提供を呼びかけるポスター及びリーフレットを新たに作成して全国に配布を行うとともに、ウェブサイト上の情報提供窓口に記載した「提供いただきたい情報の例」をよりわかりやすいものとするなど、有用な情報の収集に努めた。</u></p> <p>④ ・証券規制当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不正取引について、<u>4件の課徴金納付命令勧告</u>を行った。 ・アジア太平洋市場監視当局者対話会合及びIOSCOアジア太平洋地域委員会会合の東京での開催、国際会議への出席、海外当局との人材交流や研修派遣、海外当局を訪問しての協議等や情報交換の積極的な実施によりクロスボーダー取引にかかる調査等についての意見交換を行うなど、海外当局との一層の連携強化を図った。</p> <p>⑤ ・金商法改正に伴う課徴金の対象拡大や不正取引の複雑化等に対応するため、事例研究等による調査手法の向上、及び電磁的記録の保全・復元・解析等（デジタルフォレンジック）の積極的な活用により、迅速・効率的な取引調査を実施した結果、<u>26年度は38件の課徴金納付命令勧告</u>を行った。</p> <p>⑥ ・市場関連部局等との連携を図りつつ、検査の端緒となる市場内外の情報を収集・分析するとともに、デジタルフォレンジックの積極的な活用等による効率的な開示検査を実施した結果、<u>26年度は8件の課徴金納付命令勧告</u>を行った。</p> <p>⑦ ・不正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等に関し、審判官による審判手続を経て、<u>44件の課徴金納付命令</u>を行った。</p> <p>⑧ ・26年度は、<u>インサイダー取引事件1件、相場操縦事件2件、偽計事件1件及び虚偽有価証券報告書提出事件2件の合計6件</u>について告発を行った。 ・その他、クロスボーダーでの不正行為に対処するため、証券規制当局間の情報交換枠組みを積極的に活用し、海外当局との間で調査に有用な情報を交換し、国内の犯則調査の実施に役立てたほか、それら海外当局による処分等の働きかけにも努めた。</p> <p>⑨ ・日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、上場場株券等の取引所金融商品市場外での売買に係る約定結果の誤報告再発防止について検討を行い（金融庁はオブザーバー参加）、26年11月に対応方針が公表された。 ・日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、アナリスト・レポートの社内審査及び適正な情報管理等について検討を行い（金融庁はオブザーバー参加）、27年2月、必要な自主規制規則の改正が行われた。 ・日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、分別管理監査等の外部監査のあり方及びそれらの監査に関する開示のあり方について検討を行っており（金融庁はオブザーバー参加）、今後、検討結果を取りまとめた上で必要な規則等の見直しを行う予定。</p> <p>⑩ ・26年度は、<u>自主規制機関との意見交換等</u>について、効率的・効果的な開催に努めた結果、<u>21回開催</u>し、市場における諸問題について認識を共有した。 ・また、市場参加者等に対する講演を42回、機関誌等各種広報媒体への寄稿を36件実施し、証券監視委の活動状況や問題意識等を情報発信することで、市場規律の強化に努めた。 ・課徴金事例集について、事案の内容をより充実させ、講演・寄稿等においても積極的に活用した。 ・27年3月には、証券監視委ウェブサイトについて、外部利用者の意見を踏まえた更なるレイアウトの見直しを行った。</p>		<p>③ 包括的かつ機動的な市場監視</p> <p>④ クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不正取引への対応</p> <p>⑤ 不正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施</p> <p>⑥ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施</p> <p>⑦ 課徴金制度の適切な運用</p> <p>⑧ 犯則事件に対する厳正な調査の実施</p> <p>⑨ 自主規制機関との適切な連携</p> <p>⑩ 市場参加者の規律強化に向けた取組み</p>	<p>③ ・発行市場・流通市場全体に目を向け、クロスボーダー取引への監視を強化していく。 ・幅広い情報収集・問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てる。</p> <p>④ ・海外当局と緊密に連携して対処するなど、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不正取引に対する監視を強化。</p> <p>⑤ ・不正取引に対する迅速・効率的な調査を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行う。 ・金融商品取引法改正に伴う課徴金の対象拡大や不正取引の複雑化等を踏まえ、引き続き、調査手法の工夫、研修等を活用した調査能力の向上、人材の育成に努めるとともに、デジタルフォレンジックの更なる活用などにより、取引調査の一層の迅速化・効率化に努める。 ・課徴金事例集の内容の充実など情報発信の多様化に努める。</p> <p>⑥ ・有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令等を発出するよう金融庁に対し勧告を行うとともに、自主訂正等により早期に適正な情報開示が行われるよう、開示企業に働きかける。</p> <p>⑦ ・不正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等に対して、課徴金制度を適切に運用する。</p> <p>⑧ ・金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、情報解析室の支援の下でのデジタルフォレンジックの更なる活用等により、必要に応じて各地域の捜査機関や財務局、更に海外当局とも連携のうえ、厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは、検察官に対して告発を行う。</p> <p>⑨ ・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引業協会と連携して、各自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。また、各金融商品取引業協会に共通する横断的な政策課題が生じた場合には、各協会が連携して取り組めるよう働きかけを行う。 ・第二種金融商品取引業協会においては、加盟会員が増加しつつあるものの依然として少数にとどまっていることから、金融庁及び各財務局が同協会と連携し、加盟会員数の拡大に向けた取組みを行う。</p> <p>⑩ ・各市場参加者による自主的な取組みによって市場規律が全体として強化されるよう、自主規制機関や市場の公正性確保に重要な役割を持つ諸団体等との間で、意見交換等を通じ、検査や調査等で把握した問題意識の共有等を図る。 ・勧告・告発事案等の公表に当たっては、その事案の市場や社会における位置付けや影響についても情報発信に取り組む。</p>

基本政策	施策	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要	26年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成27年度の 主な事務事業(案)	27年度の主な事務事業の概要(案)
	<p>4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること</p>	<p>① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施</p> <p>② 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施</p> <p>③ 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携</p>	<p>① ・金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化を踏まえた重点事項の把握、個別金融商品取引業者等の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てた定期又は随時のヒアリングを実施するなど、リスクベースでの効率的かつ効果的な監督に努める。</p> <p>・監督指針等の整備を行うとともに、報告徴求等により法令違反の事実等の問題が確認された業者や、証券監視委の検査で問題が認められた業者に対して、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を含めた機動的な対応を実施。さらに、業務改善の状況をフォローアップ。</p> <p>・指定親会社グループ及び特別金融商品取引業者グループに対しては、グループベースでの自己資本の充実の状況やリスク管理態勢等について実態把握を行い、潜在的な問題の顕在化を未然に防止するためのフォワードルッキングな態勢整備を促す。</p> <p>・各国当局の意見交換の場も利用しつつ、当局間のベストプラクティスについて情報を収集し、活用。</p> <p>② 金融商品取引業者等に対しては、以下の取組みを進めつつ、効率的かつ効果的な検査の実施に努め、問題点が認められた場合には指摘や勧告を行う。</p> <p>・検査対象先との双方向の対話を通じ、法令遵守意識及び職業倫理を向上させるよう促す。</p> <p>・情報及び分析結果に基づいて検査対象先や検証分野の選定を行う態勢を確立するとともに、業者の特性に応じた検査手法やノウハウの開発・定着。</p> <p>・大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループに対しては、オン・オフ一体による検査・モニタリングを実施。</p> <p>・中小の金融商品取引業者等については、検査実施業者数を増加させる。</p> <p>・悪質な金融商品取引業者等や適格機関投資家等特例業務届出者に対しては、早い段階で検査に着手し、法令違反行為等の実態解明及び被害の拡大防止に努める。</p> <p>・デジタルフォレンジック技術を活用した検査態勢を整備。</p> <p>・証券検査の事例の分析を行い、情報発信の素材として活用。</p> <p>③ ・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引業協会と連携して、各自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。また、各金融商品取引業協会に共通する横断的な政策課題が生じた場合には、各協会が連携して取り組めるよう働きかけを行う。</p> <p>・第二種金融商品取引業協会においては、加盟会員が少数にとどまっていることから、金融庁及び各財務局が同協会と連携し、加盟会員数の拡大に向けた取組みを行う。</p>	<p>① ・法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融商品取引業者18者に対し、行政処分を行った。</p> <p>・証券会社の自己資本規制や流動性規制について、パーゼルⅢに対応するために、告示を改正した。</p> <p>また、金融安定理事会（FSB）に選定された日系のG-SIBs及び指定親会社といった大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理について、監督上求めるべき事項を明確化するため、「大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理に係る着眼点」を公表した。</p> <p>・証券取引等監視委員会において、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた17件について、検査結果等の公表を行った。また、当該17件を含め、金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者24社について、社名・代表者名・法令違反行為等の公表等を行った。</p> <p>② ・大規模証券会社グループに対して、監督部局と共同でヒアリングを行うなど連携を強化し、その中で抽出した検証テーマを中心にオンサイト検証を実施することで、年間を通じて効率的な検査・モニタリングの推進に努めた。</p> <p>・検査対象先の選定に当たり、情報の収集先の拡大や深度ある事前分析により、<u>検査実施の優先度の判断等を行い、266件の検査を実施した。</u></p> <p>・検査の結果、<u>105業者に対して問題点を通知するとともに、重大な法令違反等が認められた16件について、行政処分勧告を行った。</u></p> <p>・無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者に対しては、調査・検査を実施し、<u>検査結果の公表や裁判所への金商法違反行為の差止め命令の申立て（6件）を行うなど、被害の拡大防止のための適切な措置を講じた。</u></p> <p>・また、<u>適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた17件について、検査結果等の公表及び監督部局への情報提供を行った。</u></p> <p>③ ・日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、上場株券等の取引所金融商品市場外での売買に係る約定結果の誤報告再発防止について検討を行い（金融庁はオブザーバー参加）、26年11月に対応方針が公表された。</p> <p>・日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、アナリスト・レポートの社内審査及び適正な情報管理等について検討を行い（金融庁はオブザーバー参加）、27年2月、必要な自主規制規則の改正が行われた。</p> <p>・日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、分別管理監査等の外部監査のあり方及びそれらの監査に関する開示のあり方について検討を行っており（金融庁はオブザーバー参加）、今後、検討結果を取りまとめの上で必要な規則等の見直しを行う予定。</p>	<p>(測定結果) A「目標達成」</p> <p>(判断根拠) 金融庁においては、重大な問題が認められた金融商品取引業者等に対し、行政処分など、金融商品取引業者等における業務運営態勢の改善に向けた取組みを進めた。</p> <p>証券会社の自己資本規制については、パーゼル3の開示規制に対応するため、告示を改正するなど、効率的かつ効果的な監督を行った。</p> <p>法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、財務局等との連携の下、投資者被害の拡大防止、同様の違法行為等の未然防止に努めた。</p> <p>日本証券業協会等の各種ワーキング・グループに金融庁もオブザーバーとして参加し、自主規制規則の改正等が行われた。</p> <p>証券取引等監視委員会においては、効率的かつ効果的な検査を行い、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を求める勧告等を行った。</p> <p>以上のことから、測定結果は「A」としたが、27年度以降も、詐欺的な営業を行う悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者について、早期の検査着手により被害の拡大防止等に努めることや、クラウドファンディング業者に係る法整備がなされたことを踏まえ、クラウドファンディング業者に対する検査態勢を整備する必要があるなど、引き続き取り組むべき課題がある。</p>	<p>① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施</p> <p>② 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施</p> <p>③ 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携</p>	<p>① ・金融商品取引業者等を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態・個別金融商品取引業者等の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てた定期又は随時のヒアリングを実施するなど、リスクベースでの効率的かつ効果的な監督に努める。</p> <p>・適時・適切に監督指針等の整備を行って監督上の着眼点を明らかにするなど、明確なルールを整備した上で、報告徴求等による事実関係を把握に努める。その結果、法令違反の事実等が確認された場合には、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行う。また、証券監視委の検査結果を受け、問題があると認められた業者に対しても、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を含めた機動的な対応を行う。さらに、金融商品取引業者等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。</p> <p>・大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う指定親会社グループ及び特別金融商品取引業者グループに対しては、定期又は随時のヒアリング、各種報告書及び報告徴求等により、グループベースでの自己資本の充実の状況やリスク管理態勢等について実態把握を行い、既に生じた問題の解決のみにフォーカスするのではなく、潜在的な問題の顕在化を未然に防止するためのフォワードルッキングな態勢整備を促すことで、より中長期的な観点からの統制環境向上を奨励していく。</p> <p>・監督カレッジ等の各国当局の意見交換の場も利用しつつ、当局間のベストプラクティスについて情報を収集し、監督行政において活用することで、金融庁の監督実務の継続的な向上に取り組む。</p> <p>② 金融商品取引業者等に対しては、以下の取組みを進めつつ、効率的かつ効果的な検査の実施に努め、問題点が認められた場合には指摘や勧告を行う。</p> <p>・情報の収集・分析能力を強化し、リスクベースでの検査対象先の選定、検査の着眼点の絞り込みを行う。</p> <p>・必要に応じ、特定の検証事項に焦点を絞った検査を実施し、内部管理態勢等について、検査対象先の特性等を踏まえて双方向の議論を行う。</p> <p>・金融モニタリング基本方針で掲げられている重点施策等にも着目した検査を実施していく。</p> <p>・大規模証券会社グループについて、オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化を通じて、検査をより効果的・効率的に実施していく。</p> <p>・自主規制機関とも連携しつつクラウドファンディング業者に対する検査態勢を整備する。</p> <p>・無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者による金商法違反行為等に対して、引き続き厳正に対処していく。</p> <p>③ ・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引業協会と連携して、各自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。また、各金融商品取引業協会に共通する横断的な政策課題が生じた場合には、各協会が連携して取り組めるよう働きかけを行う。</p> <p>・第二種金融商品取引業協会においては、加盟会員が増加しつつあるものの依然として少数にとどまっていることから、金融庁及び各財務局が同協会と連携し、加盟会員数の拡大に向けた取組みを行う。</p>

基本政策	施策	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要	26年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成27年度の 主な事務事業(案)	27年度の主な事務事業の概要(案)
	5 市場機能の 発揮の基盤 となる会計 監査に関する 制度・環境 整備 [達成目標] 適正な会計 監査の確保 により市場 機能の発揮 の基盤が強 化されるこ と	① 監査基準等の整備 に係る対応 ② 公認会計士・監査 法人等に対する適 切な監督 ③ 品質管理レビュー の適正な審査及び 監査法人等に対す る的確な検査 ④ 海外監査監督当局 との協力・連携 ⑤ 優秀な会計人材確 保に向けた取組み の推進	① ・企業会計審議会等において、適正な会計 監査の確保に向け、監査基準等の整備に係 る対応を実施。 ② ・虚偽証明等の問題事例について、厳正な 処分を行うなど、公認会計士・監査法人等 に対する適切な監督を実施。 ③ ・品質管理レビューに係る審査を適切に行 い、検査や、処分等の勧告を実施（監査法 人等に関する幅広い情報の収集・分析、リ スク等に応じた検査計画の策定等に留意し た検査の実施、報告徴収や機動的な検査対 応の一層の活用、業界横断的な問題点等に ついての関係機関等との意見交換や情報発 信等の取組みを含む。） ・外国監査法人等に対する実態把握の実 施。 ④ ・国際的な会合における新たな検討課題 （協同検査や I F I A R の恒久的事務局の 設置等）に対する積極的な貢献や、情報交 換取決め締結に向けた交渉の推進などに よる海外監査監督当局との協力・連携。 ・監査・会計制度に係る国際的な議論の動 向について常に意を用い、審査会におけ る審査・検査の高度化につなげる取組みを 実施。 ⑤ ・日本公認会計士協会や経済界等と連携し つつ、制度改正に限定されない幅広い観点 から、公認会計士資格の魅力の向上策に ついて議論を深めるとともに、公認会計士 等の活動領域の拡大等に向けた取組みの推 進。 ・公認会計士試験の円滑な実施や、我が国 の会計・監査を担う優秀な人材の確保に 向けた試験実施面での検討、広報活動の強 化、積極的な情報発信の実施。	① 監査基準の改訂（平成26年2月）を踏まえ、日本公認会計士協会（J I C P A）と意思疎通を確保しつつ、J I C P A において当該監査基準を実務 に適用するための指針（実務指針）が適切に策定されるよう促した。ま た、適正な会計監査の確保に向けた監査基準等の整備のため、監査基準を めぐる国際的な議論の把握を行った。 ② ・監査法人3者、公認会計士7名に対して公認会計士法に基づく行政処分 を実施した。 ・適切な監査の実施に資するため、日本公認会計士協会を通じて、有価証 券報告書レビューの結果を踏まえた有価証券報告書作成に係る留意点を監 査法人等に周知した。 ③ ・検査については、 <u>検証項目を絞り込んだリスクベース・アプローチに基 づく実効性の向上や検査班の編成・運用の弾力化等により、25年度に比し て2件増となる15事務所に対して実施した。</u> ・報告徴収については、 <u>品質管理システムの整備状況の検証や、監査業界 を取り巻く課題に関する実態を把握するため、報告徴収内容を拡充すると ともに、柔軟な人員の配置等により、25年度と同程度となる67事務所に対 して実施した。</u> ・また、外国監査法人等に対する検査の実施に向けた態勢整備や当該国当 局との一層の連携強化に努め、26年度に初めて、外国監査法人に対する検 査を1件実施した。 ④ ・監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）第14回ワシントン会合に参 加し、 <u>監査法人のビジネスモデルや I F I A R の恒久的事務局の設立に 関する議論を行ったほか、同フォーラムの6大国際監査ネットワーク（G P P C）ワーキング・グループでは、グループ監査の有効性を評価するた め、各国監査当局による、大手ネットワーク傘下の監査法人に対する初 めての国際的な協同検査を、日本が主導して実施。</u> ・ <u>I F I A R 恒久的事務局の誘致に日本として立候補し、積極的な誘致活 動を展開。</u> ・27年3月に審査会10周年国際カンファレンスを開催し、 <u>世界25カ国・約 200名の出席者が、国際的な監査の質の向上及び監査監督のさらなる発展 に向けて積極的に議論を行った。</u> ・諸外国の監査監督当局との間で、情報交換の枠組み構築に向けた二国間 での協議を行い、イギリス及びオランダの監査監督当局との間で、監査監 督上の協力に関する書簡交換に至った。 ⑤ ・25年11月に改訂した公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大の ための「 <u>当面のアクションプラン</u> 」に基づく施策を実施した。また、27年 1月、金融庁、審査会、日本公認会計士協会、経済界等の関係者による 「 <u>公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する意見交換 会</u> 」を開催するとともに、「 <u>当面のアクションプラン</u> 」を改訂、公表し た。 ・公認会計士試験を公平かつ円滑に実施するため、財務局と連携し、万全 な態勢で取り組んだ。また、多様な人々が公認会計士試験に挑戦するこ とを促すとの観点から、全国の12大学で講演を実施したほか、公認会計士 試験パンフレットについて、試験合格者の就職状況等を掲載するなどの見直 しを行った。	(測定結果) A「目標達成」 (判断根拠) 監査基準の改訂（平成26年2月）を踏ま え、日本公認会計士協会（J I C P A）と意 思疎通を確保しつつ、J I C P A において当 該監査基準を実務に適用するための指針（実 務指針）が適切に策定されるよう促した。ま た、適正な会計監査の確保に向けた監査基準 等の整備のため、監査基準をめぐる国際的な 議論の把握を行った。 公認会計士・監査法人に対する品質管理レ ビューの審査や、その結果に基づく監査法人 等に対する検査の実施、厳正な処分など、監 査法人等に対する適切な検査・監督を行っ た。 I F I A R を中心とした国際会議において 積極的に貢献するとともに、情報交換枠組み や各国の監査監督方針に関する意見交換等 を通じて、海外当局との協力・連携を強化し た。 公認会計士試験については、試験の公平か つ円滑な実施に努めたほか、多様な人材に公 認会計士試験の受験を広く促す観点から、監 査の重要性や公認会計士の使命等をテーマと した講演を実施するとともに、公認会計士試 験パンフレットの見直しを行うなど、受験者 等への情報発信の強化にも努めた。また、関 係団体と連携しつつ、公認会計士等の活動領 域の拡大に向けた施策を行った。 今後も引き続き上記の取組みを進める必要 がある。	① 監査基準等の整備に 向けた取組み ② 公認会計士・監査法 人等に対する適切な 監督 ③ 品質管理レビューの 適正な審査及び監査 法人等に対する的確 な検査 ④ 海外監査監督当局と の協力・連携 ⑤ 優秀な会計人材確保 に向けた取組みの推 進	① 適正な会計監査の確保に向け、 <u>国際的な議論も 踏まえ、監査基準等の整備に向けた取組みを 実施。</u> ② 虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を 行うなど、公認会計士、監査法人等に対する適 切な監督を実施。 ③ ・品質管理レビューに係る審査を適切に行 い、検査や、処分等の勧告を実施（監査法人等 に関する幅広い情報の収集・分析、監査事務所 の態様に 応じた検査の実施、監査法人の経営管理体制 など不備の根本原因の究明、報告徴収や機動 的な検査対応の一層の活用、業界横断的な問 題点等についての関係機関等との意見交換や 情報発信等の取組みを含む。） ・外国監査法人等に対する実態把握の実 施。 ④ ・国際的な会合における様々な検討課題（監 査法人のビジネスモデル及びグローバルネット ワークの役割、監査監督分野での多国間情報 交換枠組み（M M O U）の最終化等）に対 する積極的な関与・貢献や、 <u>I F I A R が設立 を目指す恒久的事務局を東京に誘致するた めの積極的な誘致活動の実施、さらに、二 国間での情報交換枠組みの締結に向けた交 渉の推進などによる海外監査監督当局との 協力・連携。</u> ・監査・会計制度に係る国際的な議論の動 向について常に意を用い、審査会におけ る審査・検査の高度化につなげる取組みを 実施。 ⑤ ・日本公認会計士協会や経済界等と連携し つつ、制度改正に限定されない幅広い観点 から、公認会計士資格の魅力の向上策に ついて議論を深めるとともに、公認会計士 等の活動領域の拡大等に向けた取組みの推 進。 ・公認会計士試験の円滑な実施や、我が国 の会計・監査を担う優秀な人材の確保に 向け、多様な人々の受験を促すための <u>公 認会計士資格の魅力向上に向けた取組みの ほか、受験者のすそ野の拡大を図るため の若年層も対象とした広報活動の強化</u> 。
IV 横断的 施策	1 国際的な政策 協調・連携 強化 [達成目標] 国際的な金 融規制改革 に積極的に 参画し、主 導的な役割 を担うこと 等を通じ、 国際金融シ ステムの安 定と発展、 ひいては我 が国経済の 持続的な成 長に資する こと	① 国際的な金融規制 改革への積極的な 参画・貢献 ② 国際的な金融規制 改革のための海外 当局との連携強化 等 ③ マネー・ローンダ リング及びテロ資 金供与対策への対 応	① ・国際的な金融システムの安定及び発展の ために、金融安定理事会（F S B）などの 国際的な金融規制改革の議論に積極的に参 画・貢献。また、金融規制改革に関する 国際合意については、各国当局等と協調し つつ着実に実施。 ② ・国際的な金融規制改革について、海外当 局と金融協議や意見交換等を積極的に行 うなど、各国・地域と戦略的連携を一層強 化。 ③ ・金融活動作業部会（F A T F）等にお けるマネー・ローンダリング及びテロ資 金供与対策の議論に積極的に参画・貢 献。F A T F の対日相互審査については、 関係省庁との連携のもと、適切に対応。	① ・G20 プリスペン・サミットに向けて、 <u>F S B、パーゼル銀行監督委員会 （B C B S）、証券監督者国際機構（I O S C O）、保険監督者国際機構 （I A I S）、国際会計基準（I F R S）財団モニタリング・ボード等 における国際的な金融規制改革の議論に積極的に参画・貢献した。</u> ・F S B においては、 <u>当庁職員が F S B ・アジア地域諮問グループ（R C G A）の共同議長を務め、26年8月に京都での会議を主催する等、議論を主 導する役割を果たした。</u> ・ <u>I F R S 財団モニタリング・ボードの議長を引き続き当庁職員が務め、 メンバーの拡大や資金確保に向けた議論を主導し、I F R S 財団のガバ ナンス強化に貢献した。</u> ② ・ <u>E U、フランス、モンゴル、タイ、ミャンマー、インドネシア、ベトナ ム、フィリピン、中国、韓国、インド等との間で二国間協議等を実施し たほか、関係金融当局と様々なレベルで日常的に対話し、意見交換を実施し た。</u> ③ ・金融活動作業部会（F A T F）において、マネー・ローンダリング及び テロ資金供与対策の国際的推進等を目的とした改訂 F A T F 勧告に係る <u>ガ イダンス等の策定に向けた議論・作業に積極的に参加・貢献したほか、F A T F による第3次対日相互審査に対するフォローアップ報告書作成にお いて、関係省庁との連携のもと対応を行い、関連法案の成立等の我が国の F A T F 勧告実施への取組みについて F A T F メンバー国より最大限の理 解及び支援を得ることに貢献。</u>	(測定結果) A「目標達成」 (判断根拠) 世界的な金融危機を受けて、金融危機の再 発防止と金融システムの安定確保のために、 G20・F S B 等を中心に国際的な金融規制改 革が進められている中、国際的なルール策 定等に積極的に参画・貢献しており、重要 な会議の議長を務めるほか、大規模な会 合の日本国内で開催する等、金融規制改 革の検討・実施に 着実な進展に大きく貢献しているほか、 海外当局との連携も強化している。 以上より、測定結果は「A（目標達成）」 としたが、今後も、引き続き国際的な金融 規制改革へ積極的に参画する必要がある。	① 国際的な金融規制改 革への積極的な参 画・貢献 ② 国際的な金融規制改 革のための海外当 局との連携強化等 ③ マネー・ローンダ リング及びテロ資 金供与対策への対 応	① 国際金融システムの安定及び発展のために、 <u>F S B、B C B S、I O S C O、I A I S などの 国際的な金融規制改革の議論に積極的に参画・ 貢献。</u> ② 国際的な金融規制改革について、海外当局と金 融協議や意見交換を積極的に行うなど、 <u>各国・ 地域との戦略的連携を一層強化。</u> ③ <u>F A T F 等におけるマネー・ローンダリング及 びテロ資金供与対策の議論に積極的に参画・貢 献。F A T F の対日相互審査については、関係 省庁と緊密に連携した上で、日本の取組みを引 き続き丁寧に説明していく。</u>

基本政策	施策	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要	26年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成27年度の 主な事務事業(案)	27年度の主な事務事業の概要(案)
	<p>2 アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調</p> <p>[達成目標] アジア諸国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のアジア経済圏での活動を金融面で支援し、アジアの経済成長を日本の経済成長に取り込む</p>	<p>① アジアにおける金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等</p>	<p>① ・日本企業及び金融機関のアジアにおける事業展開を支援するとともに、アジア諸国の金融・資本市場の発展によりアジア経済の成長を促進するため、これら諸国に対し、1)証券市場、保険等の分野における法制度整備の支援・協力、2)取引所、決済システム、損害保険料率算出機構等金融インフラの設立・整備の支援・協力、3)監督・検査手法等金融行政運営に係るノウハウ等の提供など、ハードとソフトの両面から各国の実情に合わせた技術支援を促進する。また、こうした技術支援に併せて、市場活性化及び成長資金の供給円滑化の観点から、これら諸国における金融規制の緩和を促す。 ・技術支援等の実施に当たっては、個別の国・分野ごとに行動戦略を策定し、相手国との対話(二国間協議等)を通じた関係強化を図ると共に、公的セクター及び民間セクターの関係者と連携して、積極的な取組みを行なっていく。 ・また、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定、経済連携協定(EPA)交渉等における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、アジアを中心とした金融サービス分野の自由化の進展を図っていく。</p>	<p>① ・前年度に引き続き、本年度も、アジア諸国の金融当局との金融技術協力等に関する書簡交換を実施し、長期的な協力枠組みを構築。 ・インドネシアと4回、タイと7回、ベトナムと6回、ミャンマーと10回、モンゴルと5回、前年度以上に活発に金融監督当局等と局長級以上のハイレベルで意見交換を実施するなど、二国間協議を通じ、アジア諸国との関係を強化。 ・上記の関係構築を土台とし、アジア諸国に対し、そのニーズを十分に踏まえた上で、本邦又は相手国でのセミナーの実施、訪日調査団の受入れ等を通じ、法令制定などの制度整備支援や、金融行政に係る知見・経験等の共有といった具体的な協力案件を形成・実施(ミャンマーにおける証券取引所設立支援(法令整備、証券当局職員養成等)を含む)。 ・多国間では、当庁職員が共同議長を務める金融安定理事会・アジア地域諮問グループ(FSB・RCGA)のほか、証券監督者国際機構・アジア太平洋地域委員会(IOSCO・APRC)の会合を日本国内で主催する等、国際的な金融規制改革の議論にアジアの声を発信していくことを主導。 ・アジア諸国の金融当局者を対象とした研修事業として、26年10月に銀行監督者セミナー、同年11月に証券監督者セミナー、27年3月に保険監督者セミナーをそれぞれ東京で開催。 ・アジア諸国の金融当局との連携強化に資する「アジア金融連携センター」を設立・運営。モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナムの金融当局者を順次招聘し、計15名の研究員・インターン生がプログラムを修了。同センターに招聘した研究員との意見交換や研究員によるプレゼンテーション等の機会を通じ、アジア諸国の金融・資本市場における具体的な課題を学びつつ、外部機関と連携しながら各研究員のニーズ・関心に応じたプログラムを提供する等、実効的な金融技術支援を推進するとともに、アジア諸国の金融当局とのネットワークを強化。また、研究員の帰国後も、ニュースレターの送付や庁内職員の出張等の機会に面談を行うなど、卒業生とのネットワークの維持のための取組みを実施。 ・TPPをはじめとする経済連携協定(EPA)に係る金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、アジア諸国の金融サービス分野の自由化の進展に寄与。</p>	<p>(測定結果) A「目標達成」</p> <p>(判断根拠) アジア各国の金融当局との書簡交換により長期的な協力枠組みを構築したほか、積極的に二国間金融協議等を開催するなど、アジア諸国との連携が大幅に強化された。その上で、アジア諸国への金融インフラ整備支援等を推進した結果、アジア諸国における金融インフラの整備に進展が見られた。 以上のことから、測定指標は「A」としたが、今後も、引き続きアジア諸国の金融当局との連携強化や具体的な金融インフラ整備支援の取組み等を進める必要がある。</p>	<p>① アジアにおける金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等</p>	<p>① ・日本企業及び金融機関のアジアをはじめとする新興国における事業展開を支援するとともに、これらの新興国の金融・資本市場の発展により経済の成長を促進するため、これらの新興国に対し、各国のニーズを踏まえた上で、法令制定などの制度整備支援や、金融行政に係る知見・経験等の共有といった具体的な協力案件を形成・実施していくこととする。 ・金融インフラ整備支援を行うにあたっては、金融技術協力に関する書簡交換等によって構築した長期的な協力枠組みを土台とし、公的セクター及び民間セクターの関係者とも連携しながら、積極的な取組みを行う。 ・「アジア金融連携センター」を「グローバル金融連携センター(仮称)」に改組し、支援対象国を拡大するとともに、継続的にアジア諸国の金融当局職員を受け入れ、実効的な金融技術支援を推進する等、各国との連携・協力の更なる強化に努める。 ・経済連携協定(EPA)については、各国と交渉を進め、日本にとって有益となる協定の締結を目指す。特に、TPPについては、交渉に参加している国々との金融サービス分野における自由化交渉を通じ、国益を最大限実現するよう交渉を進める。 ・締結済みのEPAについては、EPAに基づく金融作業部会を開催し、定期的な関係当局間同士の対話を通じて協定の効果的な運用を確保する。</p>
	<p>3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備</p> <p>[達成目標] 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること</p>	<p>① 規制・制度改革等の推進</p> <p>② 事前確認制度の適切な運用</p> <p>③ 官民による持続的な対話の実施</p> <p>④ 金融・資本市場活性化策の検討</p>	<p>① 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら規制・制度改革を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度の在り方を積極的に検討。</p> <p>② ノーアクションレター制度等について、一層の利用促進を行い、同制度を適切に運用。</p> <p>③ 我が国金融機能の向上・活性化に向けて、官民が持続的な対話を行う場である官民ラウンドテーブルを継続的に実施(関連する委託調査を含む)。</p> <p>④ 金融と実体経済が相互に付加価値を生む好循環を実現し、我が国経済の再生に金融面から貢献するため、「金融・資本市場活性化に向けての提言」に盛り込まれた施策について、必要に応じて外部機関への調査研究の委託等も活用しつつ、その実現に向けた検討を進める。</p>	<p>① 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を整備すべく、規制改革会議において議論され、取りまとめられた「規制改革実施計画」(26年6月24日)に盛り込まれた規制・制度改革事項や、環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進めるため、広く国民や企業等からの提案を受け付ける目的で開設された「規制改革ホットライン」に寄せられた規制改革提案を始め、法令改正を含めた以下の規制・制度改革を積極的に推進。</p> <p>② ノーアクションレター制度等の一層の利用を促すために、引き続き、金融庁ウェブサイト等を活用した周知を行うとともに、同制度の適切な運用を図った。 なお、26年度におけるノーアクションレター制度に関する回答実績は2件で、いずれも細則に定める処理期間内での回答を実現している。同じく、一般法令照会制度に関する回答実績は1件で、処理期間内での回答を実現している。</p> <p>③ 金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」報告書(24年5月公表)に基づき、我が国金融機能の向上・活性化に向けて、官民ラウンドテーブルに「民間資金を活用した社会資本(インフラ)整備等を促進するための金融面からの取組み」作業部会及び「アジアの金融制度等の整備支援のための官民協働の体制強化」作業部会を設置し、検討を行った。 また、「国内の地方公共団体におけるPPP/PFIの促進に向けた調査研究」を実施した。</p> <p>④ 25年12月に取りまとめ公表した「金融・資本市場の活性化に向けての提言」の進捗状況をフォローアップするとともに、更なる施策を検討し積極的に講じていくため、25年に引き続き、財務省と共同で「金融・資本市場活性化有識者会合」を開催し、26年6月には「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」を取りまとめ、公表した。</p>	<p>(測定結果) B「相当程度進展あり」</p> <p>(判断根拠) 法令改正を含む規制・制度改革の積極的な推進や、本年度に成立した産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」や「グレーゾーン解消制度」への迅速な対応、事前確認制度の適切な運用による金融行政の透明性・予測可能性の向上、官民による持続的な対話に加え、金融・資本市場活性化有識者会合の開催及び、本年度に取りまとめられた「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」を踏まえた金融・資本市場活性化策の検討作業を通して、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備を、昨年度より一層推進致した。 今後も、個々の規制改革提案への対応をはじめとするこれまでの取組を引き続き進めるとともに、金融を巡る状況の変化に対応し、我が国経済における民需主導の政府の実現に資するために、規制・制度の在り方を不断に見直ししていく必要がある。</p>	<p>① 規制・制度改革等の推進</p> <p>② 事前確認制度の適切な運用</p> <p>③ 官民による持続的な対話の実施</p> <p>④ 金融・資本市場活性化策の検討</p>	<p>① 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら、我が国経済における民需主導の成長の実現に資する規制・制度改革を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度の在り方を積極的に検討。</p> <p>② ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すためにホームページ等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図る。</p> <p>③ 我が国金融機能向上・活性化に向けて、官民が持続的な対話を行うための会合(官民ラウンドテーブル等)を開催。</p> <p>④ 金融と実体経済が相互に付加価値を生む好循環を実現し、我が国経済の再生に金融面から貢献するため、「金融・資本市場活性化に向けての提言」に盛り込まれた施策について、必要に応じて外部機関への調査研究の委託等も活用しつつ、その実現に向けた検討を進める。</p>

基本政策	施策	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要	26年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成27年度の 主な事務事業(案)	27年度の主な事務事業の概要(案)
	<p>4 金融行政に関する情報発信の強化</p> <p>[達成目標] 金融行政に関する情報発信を強化することにより、当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境の整備を推進すること</p>	<p>① 金融行政に関する広報の充実</p>	<p>① 以下のとおり、引き続き、様々なツールを通じ、金融行政に関する情報発信を強化する。その際、どの対象(国内・国外のメディア・一般国民・金融機関・投資家等のいずれか)に、何を発信するかについて明確化し、それぞれに対応しい手段(大臣会見、報道発表、説明会開催、個別説明等)による情報発信を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアを通じた広報に関しては、閣議後会見や、重要施策に関する記者向け説明を積極的に実施。 ・ウェブサイトを活用した広報に関しては、大臣等の記者会見録等の掲載コンテンツを充実。 ・特に重要な施策に関しては、特設サイトを設置する等の対応を行うとともに、必要に応じ、内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室と積極的に連携を図り、政府広報も活用して施策を周知。 ・海外向け広報に関しては、ウェブサイト(英語版)の利便性向上や、コンテンツを充実。また、情報発信のタイムリー性の観点から、一週間の日本語での新着情報(報道発表)の案件名を英訳した「FSA Weekly Review」において、発表資料の概要を掲載。 ・Twitterの特性(字数制限)を活かした簡明な表現による積極的な情報発信。 	<p>① 平成26年度も閣議後(毎週2回)の大臣記者会見に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明(計80回)を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会を充実に取り組んだ。</p> <p>また、<u>国民にとって重要と考えられる施策あるいは関心が高い施策については、ウェブサイトの特設サイトを設けたほか、政府広報も活用して施策を周知したり、注意喚起を促すなどの取り組みを行った。</u></p> <p><u>海外に対する情報発信については、26年4月より、英語対応チームを設置し、当庁宛の海外からの問い合わせを一括で受け付ける英語ワンストップサービスを開始した。また、ウェブサイト(英語版)のコンテンツ充実を図ったほか、一週間の日本語での新着情報(報道発表)の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週1回発行するとともに、重要な政策決定等については、発表資料の概要を先行して掲載するなどの取り組みを行った。</u></p>	<p>(測定結果) B「相当程度進展あり」</p> <p>(判断根拠) 大臣記者会見や記者向け説明、重要施策に係る政府広報及び英語での情報発信を強化した結果、新着情報メール配信サービス登録件数の目標は達成することができなかったが、金融庁ウェブサイト(日本語版・英語版)へのアクセス件数及び金融庁ウェブサイト(英語版)へのアクセス件数のほか金融庁Twitterのフォロワー数は目標を達成することができた。</p> <p>今後も、金融行政に関する情報発信を強化していくに当たっては、国内・海外を問わず、情報発信する内容も訴求対象(情報の受け手)も様々であることから、最適な情報発信手段を考慮しながら、引き続き積極的な情報発信に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>① 金融行政に関する広報の充実</p>	<p>① ・メディアを通じた広報は、閣議後会見や重要施策について記者向け説明を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトを活用した広報は、大臣等の記者会見録や報道発表等、掲載コンテンツの充実を図る。特に国民の関心が高い、あるいは国民に幅広い周知が必要な施策に関しては、特設サイトを設置する。必要に応じ、内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室と積極的に連携を図り、政府広報も活用して施策を周知。 ・海外向け広報は、ウェブサイト(英語版)の利便性向上や、英語で発信すべき情報等を検討した上でコンテンツの充実を図っていく。また、情報発信のタイムリー性の観点から、一週間の日本語での新着情報(報道発表)の案件名を英訳した「FSA Weekly Review」において、発表資料の概要を掲載。 ・英語ワンストップサービスに関し、海外からの事実関係の質問や法令解釈の照会等に対し、引き続き適切に対応。 ・Twitterの特性(字数制限)を活かした簡明な表現による積極的な情報発信。
	<p>5 金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備</p> <p>[達成目標] 金融リテラシーが向上すること</p>	<p>① 金融経済教育の推進</p>	<p>① 金融経済教育研究会における議論により、金融経済教育を推進するための方向性等が示されている。26年度においても、引き続き、金融経済教育推進会議において、無駄や隙間を生じさせないよう、関係団体が適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、金融経済教育の推進に取り組む。</p> <p>また、銀行、証券、保険、資産運用など業界団体横断的な取組みの加速を行うことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初等中等教育から社会人、高齢者に至るまで金融リテラシーの底上げを図っていくことが極めて重要。 ・そのため、銀行、証券、保険、資産運用など業界横断的な取組みの加速を行うなど、連携の強化が必要。 ・関係団体が金融経済教育の推進に取り組むための共通プラットフォームとして、「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)」の内容の具体化及び年齢別に教える事項の整理・体系化した「項目別・年齢別スタンダード(マップ)」を作成。 ・大学生に対して、金融経済教育を体系的に行う必要があるため、大学の教養課程などにおいて、「項目別・年齢別スタンダード」を基に授業の実施を検討してもらうよう、大学に対する働きかけを実施。 ・関係団体と連携しながら、金融リテラシー向上のためのガイドブックの作成・普及の他、シンポジウムの開催、金融庁ウェブサイトを通じた情報の提供等を実施。 	<p>① ・「金融リテラシー・マップ」の公表</p> <p>金融庁や関係団体から構成される金融経済教育推進会議において、「<u>最低限身に付けるべき金融リテラシーの内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ(以下「マップ」という。)」を26年6月に公表。</u></p> <p>また、関係団体の取組みについて、マップを軸に連携して行えるよう、取組み内容をマップとリンクさせた形で把握、情報共有する枠組みを構築。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融リテラシー講義(全15回)の実施 ・大学生に対して、マップに基づいた授業を関係団体と連携して実施。さらに27年度において取組みを拡大するため、大学に対して働きかけを行った。 ・「事前相談(予防的なガイド)」の開始 ・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、26年5月から、「事前相談(予防的なガイド)」を開始。 ・国際シンポジウムの開催 ・経済協力開発機構(OECD)、アジア開発銀行研究所(ADB I)及び日本銀行との共催により、ADB I・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム「金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進」を27年1月に東京で開催。 ・ガイドブック等の配布及びシンポジウムの開催等 ・金融取引の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を26万部、未公開株取引等に関するトラブルについて分かりやすく解説した「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を21万部、リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を9万部配布。また、金融庁・財務局・財務事務所から高校などへ講師を派遣。 ・さらに、家計管理や生活設計の習慣化が重要であることを理解してもらうため、「金融リテラシー(知識・判断力)を身に付けるためのシンポジウム」を、関係団体と連携して、全国5箇所で開催(札幌、金沢、高松、熊本、福岡)。 	<p>(測定結果) B「相当程度進展あり」</p> <p>(判断根拠) 金融庁や関係団体から構成される金融経済教育推進会議において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を平成26年6月に公表。このマップの作成により、身に付けるべき内容が明確になり、より効果的・効率的に金融教育を推進することが可能になった。</p> <p>測定指標の達成状況は、全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、今後も取り組むべき課題が多い。</p> <p>今後も、引き続き金融経済教育の推進に取り組む必要がある。</p>	<p>① 金融経済教育の推進</p>	<p>① 金融経済教育研究会における議論により、金融経済教育を推進するための方向性等が示されている。引き続き、金融経済教育推進会議において、無駄や隙間を生じさせないよう、関係団体が適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、金融経済教育の推進に取り組む。</p> <p>また、銀行、証券、保険、資産運用など業界横断的な取組みの加速を行うことが重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融経済教育は、初等中等教育から社会人、高齢者に至るまで金融リテラシーの底上げを図っていくことが極めて重要。 ・そのため、銀行、証券、保険、資産運用など業界横断的な取組みの加速を行うなど、連携の強化が必要。 ・大学生に対して、金融経済教育を体系的に行う必要があるため、大学の教養課程などにおいて、「金融リテラシー・マップ」を基に授業の実施を検討してもらうよう、大学に対して働きかけを実施。 ・金融庁では従前より、金融取引の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」及び未公開株取引等に関するトラブルについて分かりやすく解説した「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を配布し、金融知識の普及を図っているとあるが、「金融リテラシー・マップ」の作成を踏まえて、その内容を反映したガイドブックを作成。 ・関係団体と連携しながら、金融経済教育に関するシンポジウムの開催、家計管理と生活設計について考える相談会の開催及び金融庁ウェブサイトを通じた情報の提供等を実施。

基本政策	施策	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要	26年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成27年度の 主な事務事業(案)	27年度の主な事務事業の概要(案)
------	----	-------------------	----------------	--------------------------	---------------------	----------------------	-------------------

業務支援基盤の整備のための取組み(平成24～28年度)

分野	施策	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要	26年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成27年度の 主な事務事業(案)	27年度の主な事務事業の概要(案)
1 人的資源	(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上 [達成目標] 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること	① 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上	① 「金融庁職員のあり方」の浸透を図るとともに、PDCAサイクルによる業務改善への取組みを推進する。 ・金融行政を担う人材の確保と資質向上についての方針に基づき、各金融行政分野における専門的能力の向上、国際面での対応力の強化、外部からの専門的人材の確保、官民人材交流の促進等について、着実に実行する。 ・引き続き新興国への若手職員の派遣の推進を図る。	① 職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」について、様々な機会を捉えて職員へ浸透を図った。また、業務の効率化・職場環境の改善策等について、各課室での議論・策定及び事後的な評価により更なる改善に繋げていくPDCAサイクルによる業務改善を行う取組みを継続して実施した。また、26年度は一層の業務効率化を進めるため、 <u>既存業務の優先順位を踏まえ、試行的に業務の廃止・縮小等を実践する等の取組みを行った。</u> さらに、26年3月に整備した「金融庁家庭・子育てとキャリアの両立を目指す職場の環境づくり推進会議」での議論等も踏まえ、27年1月に「 <u>女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画</u> 」を策定・公表した。 ・金融行政を担う人材の確保と資質向上について、 <u>各金融行政分野における専門的能力の向上、国際面での対応力の向上、外部からの専門的人材の確保及び官民人材交流の促進等に係る以下の各項目についての中長期的かつ包括的な方針に基づき、平成25年度の人事配置等を行った。</u> -金融行政の各専門分野において、職員の希望・適性等を勘案しつつ、計画的に任用 -民間企業経験者等の専門家を年間を通じて積極的に採用 -職員の国際面での対応力の強化(①海外留学経験者について、帰国後一定期間内に国際機関等への出向、②英語研修の充実等) -国内外の大学院への留学 -官民人材交流等(国際機関、民間企業への出向等)の拡大。 -各部局における業務上のニーズを一層研修に反映させるよう、研修内容等の検証・見直し	(測定結果) B「相当程度進展あり」 (判断根拠) 各施策とも、これまでに整理してきた中長期的かつ包括的な枠組み・方向性に基づき、26年度も継続的かつ積極的に取り組んだ。その結果、一層の業務効率化に向けた取組みや女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画を策定・公表するなど、着実に取り組むことができたが、現時点で職場環境や体制が十分に整備されているとは言えず、今後とも継続的な取組みが必要。 また、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく人事配置等については、民間専門家等の採用・任用者数は目標を達成したものの、国内外の大学院への留学や外部機関への出向等は目標を達成できなかった。引き続き留学・派遣先の拡張を図る等により、更なる職員の専門性の向上等に努める必要があると考えている。 職員の資質の向上については、短期的に効果が現れるものではなく、上述の施策を継続的に実施していくことが必要であるとともに、その効果を不断に検証し、更なる改善を図っていくことで、今後も引き続き職員の資質の向上に取り組んでいく必要がある。	① 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上	① 「引き続き「金融庁職員のあり方」の浸透を図るとともに、PDCAサイクルによる業務改善への取組み及び「女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき各種施策を着実に実行する。特に、27年7月・8月は、勤務開始時間を早め夕方早くに退庁する「夏の生活スタイル変革」に積極的に取り組む。 ・金融行政を担う人材の確保と資質向上についての方針に基づき、各金融行政分野における専門的能力の向上、国際面での対応力の強化、外部からの専門的人材の確保、官民人材交流の促進等について、継続的かつ積極的に取り組む。
2 知的資源	(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用 [達成目標] 的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること	① 金融行政の参考となる調査研究の実施 ② 産・官・学の連携強化	① 金融行政における判断にアカデミズムの知見を有効に活用するため、より本質的で、重要と考えられるテーマを適切に選定し、調査研究を行う。 ② 金融に関する産・官・学の連携強化のため、産・官・学のシンポジウム・研究会・勉強会等を開催する。その際には、調査研究と同様、金融行政における判断に参考となるような適切なテーマ設定を行う。	① 庁内の要望に基づく研究テーマについて、調査研究を実施し、その結果を研究成果報告書としてウェブサイトで公表した(計12本)。なお、これらの研究成果報告書の公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、報告書の発表と検討を行う研究成果報告会を開催し、庁内へのフィードバックも行った。 ② シンポジウム「 <u>家計の金融活動と地域の中小企業金融のあり方</u> 」(26年10月)、ADB・OECD・日本・ <u>ハイレベル・グローバル・シンポジウム「金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進</u> 」(27年1月)を開催した。庁内幹部がスピーカー等として発表等をしたほか、庁内職員に加え、国内外の研究者、政府・中央銀行関係者、金融機関の実務者等の参加者を得て、活発な質疑応答が交わされた。 ・有識者等との検討を行う「 <u>企業財務研究会</u> 」を、庁内職員の参加も得て開催した(26年度合計1回開催)。 ・アカデミズム等の金融有識者が最先端の研究内容を発表し、金融庁の行政官等との議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求する「 <u>金融経済学勉強会</u> 」を開催した(26年度合計9回開催)。 ・学者や民間金融機関等の様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招聘し、主に金融・経済等の最前線の内容をテーマにした <u>昼休み勉強会(金曜ランチオン)</u> を開催した(26年度合計23回開催)。	(測定結果) B「相当程度進展あり」 (判断根拠) 金融環境の変化に応じた調査研究分析を行っているほか、シンポジウム、勉強会・研究会を開催し、金融庁職員と外部有識者等との交流の機会を設定しており、このような取り組みにより、金融行政の遂行に資する研究の実施、産・官・学の連携強化が一定程度図られている。 しかし、シンポジウム、研究会・勉強会等の開催回数は、平成25年度と比して減少しており、一部指標について未達成としたことから、測定結果はBと判断した。	① 金融行政の参考となる調査研究の実施 ② 産・官・学のネットワーク強化	① 金融行政における判断にアカデミズムの知見を有効に活用するため、庁内要望に基づく多岐にわたるテーマを選定し、調査研究を行う。調査研究分析の成果は研究報告書としてまとめ公表する。 ② 金融に関する産・官・学のネットワーク強化のため、産・官・学の人材交流・コンファレンス・勉強会・研究会等を開催する。その際には、調査研究と同様、金融行政における判断に参考となるような適切なテーマ設定を行う。

基本政策	施策	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要	26年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成27年度の 主な事務事業(案)	27年度の主な事務事業の概要(案)
3 その他の業務 基盤	(1) 金融行政における情報システムの活用 [達成目標] ①早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること、情報システム調達の適正化を図ること ②情報セキュリティ対策の推進を図ること	① 情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化 ② 情報セキュリティ対策の推進	① 「業務・システムの最適化計画」に基づき、以下の情報システムについて計画を進める。 ・金融庁業務支援統合システムについては、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」に基づき、27年度の全面稼働を目指し情報システムの開発等を進めていく。 ・EDINETについては、今後もシステムの安定運用及び「業務・システムの最適化計画」に基づく測定指標における目標値が発現されるように努める。 ・金融庁LANについては、今後もシステムの安定運用に努めるとともに、情報セキュリティ対策の強化を図りつつ、運用経費の削減についても引き続き検討する。 ・情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議を実施する。 ② ・技術的な情報セキュリティ対策を一層強化するほか、情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上を考慮した情報セキュリティ対策を適切に推進するため、所要の整備（情報セキュリティポリシーの改定等）を実施する。	① 以下の情報システムについて、それぞれの「業務・システムの最適化計画」に基づき、最適化を実施した。 ア. 金融庁業務支援統合システムについては、開発作業を実施し、27年3月より全面稼働を開始した。 イ. EDINET及び金融庁LANについては、安定運用を行った。 情報システムに係る政府調達案件については、26年度における全ての案件を情報システム調達会議へ付議した。 ② ア. 情報セキュリティ対策専門官を配置し、情報セキュリティ対策を推進する体制の整備を図った。 イ. サイバー攻撃等に対する技術的な対策を導入した。 ウ. 26年5月に情報セキュリティ政策会議において、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」が改定され、「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」が制定されたことに伴い、当庁においても金融庁情報セキュリティポリシー及び関連規則を改定した。	(測定結果) A「目標達成」 (判断根拠) 「①早期に最適化を実施し、業務を効率化」することについては、EDINETで測定指標の目標値以上の効果の発現し、目標を達成したほか、金融庁LANでも概ね目標を達成した。27年度を目標年度と設定している金融庁業務支援統合システムについては、計画どおり着実に開発作業を実施した。また、「②情報システム調達の適正化」については、情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況について、目標を達成した。 「③情報セキュリティ対策の推進」については、体制の強化を図るなどの取組みを着実に実施した。 これらを踏まえ、測定結果は「A」とした。	① 最適化の早期実現、情報システムの見直しに伴う運用コストの削減 ② 情報セキュリティ対策の推進	① ・金融庁業務支援統合システムについては、システムの安定運用及び「業務・システムの最適化計画」に基づく測定指標における目標値の発現状況をフォローアップする。 ・新たな情報システムの構築、既存システムの改修等については、その内容及び経費の内訳、中期的な総投資額見込み並びに投資対効果を明らかにし、予算執行過程における適切な目標管理に取り組んでいく。 ・政府情報システム改革ロードマップに基づき、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行に取り組んでいく。 ② ・情報セキュリティ対策を推進するため、引き続き、技術的な対策の導入を図る。 ・情報セキュリティポリシー等関連規則の遵守の徹底を図ることにより、職員の情報セキュリティに関する意識の向上に努める。
	(2) 災害等発生時における金融行政の継続確保 [達成目標] 金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること	① 災害等発生時における金融行政の継続確保 ② 災害等発生時に備えた防災訓練	① 「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」等の見直しを実施する。 ② 実践的な防災訓練を実施するとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、金融庁業務継続計画の実効性の検証を行う。	① 「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」の改定や、代替庁舎で業務を継続するために必要となる事項を定めたマニュアルの策定を行った。また、「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対応編）」の改定を行った。 ② 政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを実施した。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を実施した。さらに、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施した。	(測定結果) B「相当程度進展あり」 (判断根拠) ①については、「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」の改定や、代替庁舎で業務を継続するために必要となる事項を定めたマニュアルの策定を行った。また、「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対応編）」の改定を行った。 ②については、政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練等を行い、また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を実施し、民間金融機関等との更なる連携を図った。さらに、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施するなど、関係機関と連携して実践的な防災訓練を実施した。 測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、今後も、業務継続体制の充実・強化を図るために金融庁業務継続計画の実効性を検証するなど取り組むべき課題があることから、測定結果を「B」とした。	① 災害等発生時における金融行政の継続確保 ② 災害等発生時に備えた訓練	① 「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ、「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」等の見直しを実施する。また、新型インフルエンザ等対策訓練を踏まえて、「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対応編）」等の見直しを実施する。 ② 実践的な訓練を実施するとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、金融庁業務継続計画の実効性の検証を行う。

注1・・・「26年度の主な事務事業に対する実績」欄の下線部分は、26年度の主な実績。「平成27年度の主な事務事業」及び「27年度の主な事務事業の概要」欄の下線部分は、27年度の新規事業。

注2・・・測定結果の類型 S：「目標超過達成」 A：「目標達成」 B：「相当程度進展あり」 C：「進展が大きくない」 D：「目標に向かっていない」